

第2章 ろっかしよ 六ヶ所再処理工場

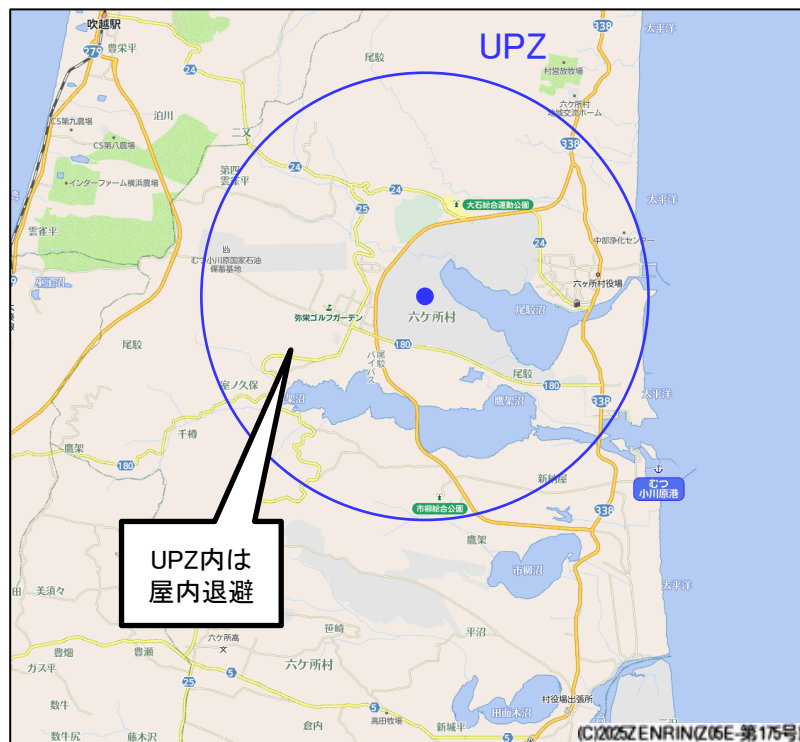
3. UPZ内における対応

<対応のポイント>

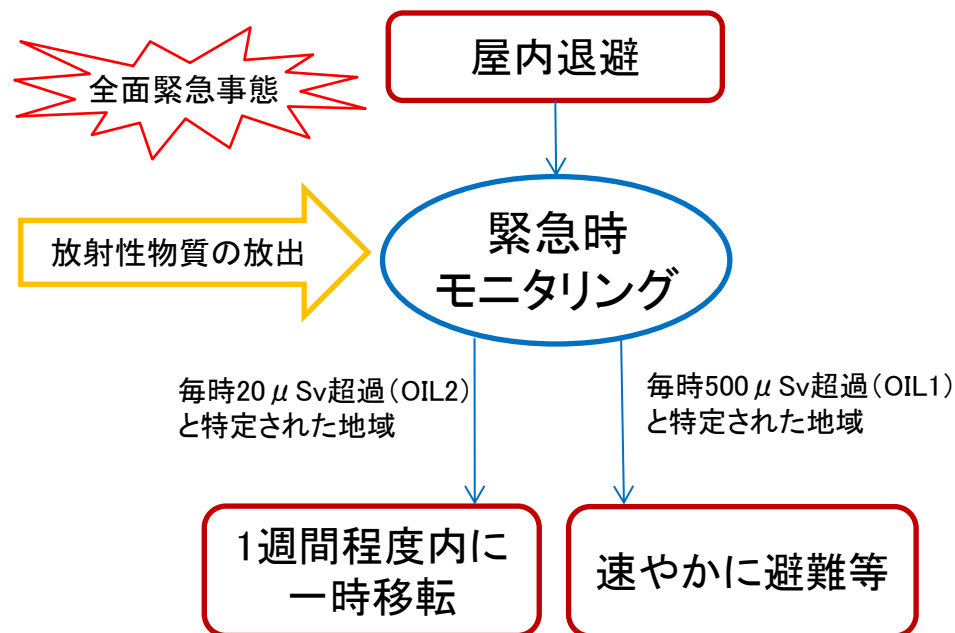
1. 全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む）は屋内退避を開始する。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定し、当該地域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等ができる体制を整備。
3. ろっかしよ 六ヶ所再処理工場のUPZはひがしどおり 東通原子力発電所のUPZに包含されているため、ひがしどおり 東通原子力発電所とろっかしよ 六ヶ所再処理工場が同時発災した場合は、第1章に準じて対応する。

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は、屋内退避※1,2を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定する。毎時 $500 \mu\text{Sv}$ 超過の地域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、OIL毎時 $20 \mu\text{Sv}$ 超過した時からおおむね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20 \mu\text{Sv}$ 超過している地域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(一時移転等)を的確に実施できる体制を整備する。



UPZ内の防護措置の基本的な流れ

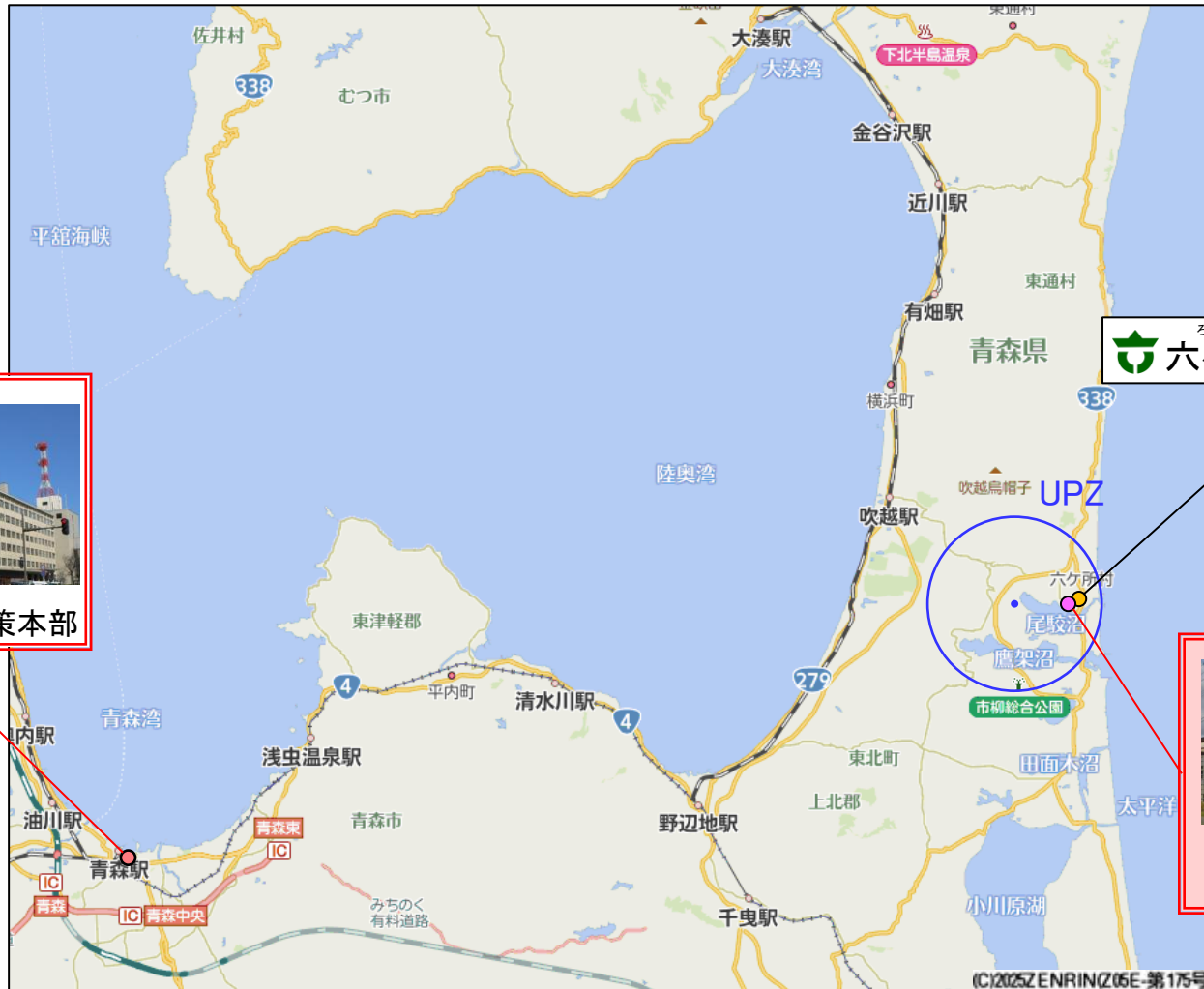


※1 屋内退避中は原則として屋内に留まることになるが、屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできる。

※2 屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置であるため、原子炉施設から新たなプルームが到来する可能性がないこと、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、解除することとなる。

一時移転等に備えた関係者の対応

- 青森県及び六ヶ所村は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 六ヶ所村は、職員配置表に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 青森県は、住民の一時移転等に備え、青森県バス協会にバスの派遣準備を要請。



青森県災害対策本部

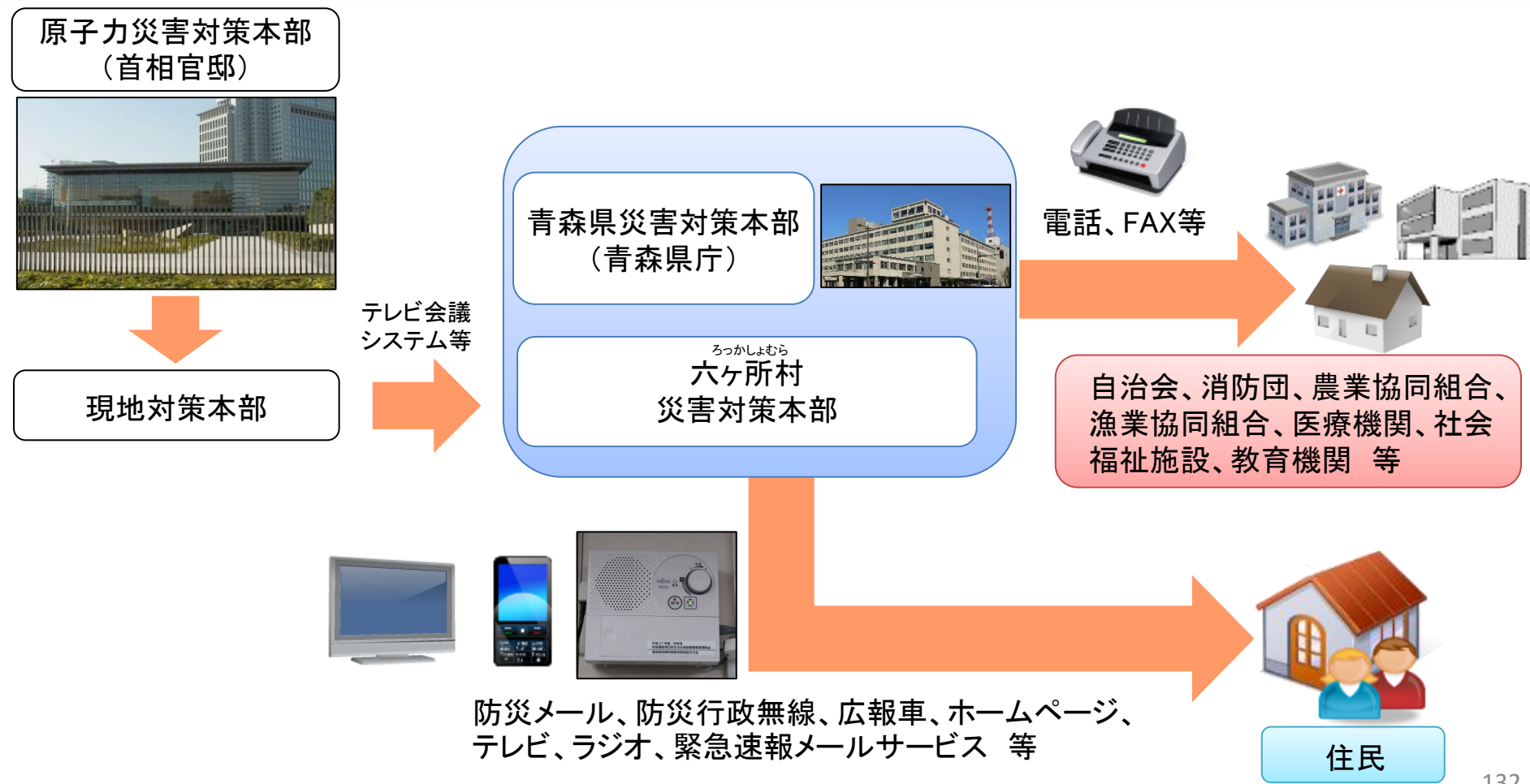
六ヶ所村災害対策本部



オフサイトセンター
(六ヶ所オフサイトセンター)

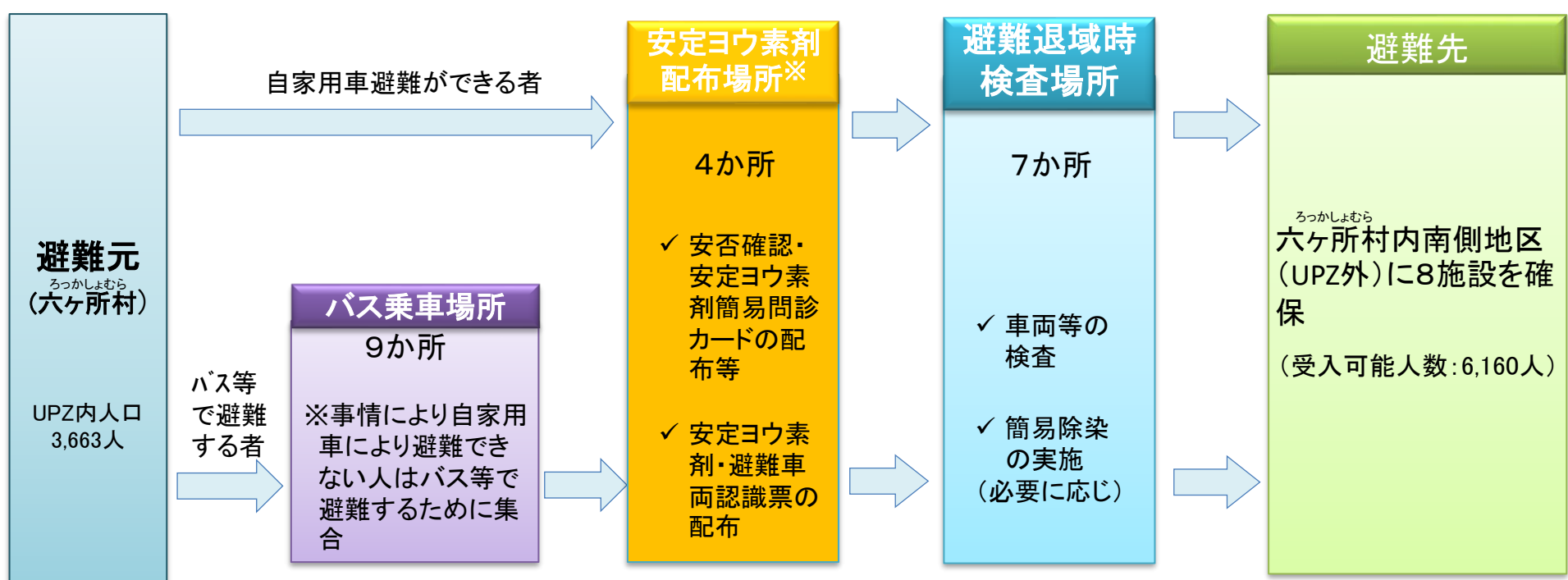
一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、青森県及び六ヶ所村ろっかしよむらに対し、テレビ会議システム等を用いて伝達。
- 青森県、六ヶ所村ろっかしよむら・関係機関から、住民、自治会、消防団、農業協同組合、漁業協同組合、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



UPZ内住民の一時移転等

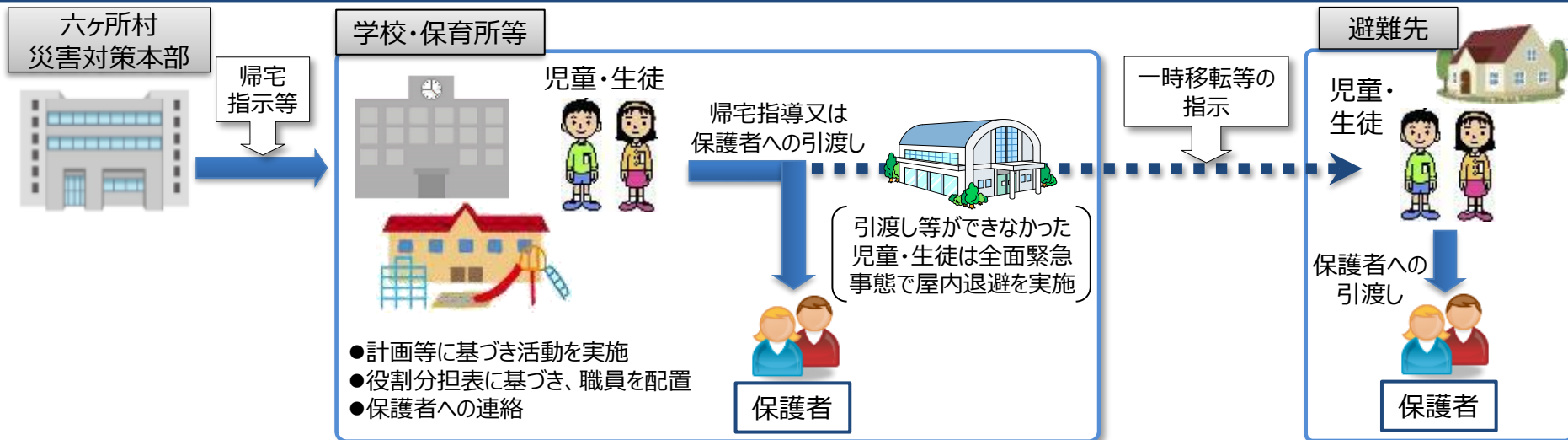
- 国の原子力災害対策本部、青森県及び六ヶ所村^{ろっかしよむら}は、住民の安全確保と一時移転等の円滑な実施のために、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期等）の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- 一時移転等の対象地域の住民は、避難退域時検査を受けた上で避難先へ移動。
- 緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、青森県は県内市町村と調整して、他の避難先の調整を行う。
- 青森県内において避難先施設が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している東北各県等と調整を行う。



※ 国・青森県から六ヶ所村に対して安定ヨウ素剤の配布の指示があった場合。

UPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 青森県及び六ヶ所村^{ろっかしよむら}は、警戒事態の段階で、UPZ内の学校・保育所等の児童・生徒の帰宅や保護者への引渡し等について、学校・保育所等に対し指示又は情報提供を行う。
- 学校・保育所等は、青森県や六ヶ所村^{ろっかしよむら}からの指示や計画等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡しを実施。
- 引渡し等ができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施。その後、事態が悪化し、青森県又は六ヶ所村^{ろっかしよむら}災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。
- 学校・保育所等は、児童・生徒の帰宅状況や屋内退避状況について、随時、青森県及び六ヶ所村^{ろっかしよむら}災害対策本部と連携を図る。



【UPZ内における教育機関の生徒・児童数】

尾駈小学校	第一中学校	おぶちこども園	合計
161人	84人	141人	386人

令和●年●月●日現在

UPZ内の医療機関・社会福祉施設等の避難先

- UPZ内にある入院病床を有する医療機関(1施設19床)と社会福祉施設等(3施設39人)については、施設ごとの避難計画を策定済み。
- 避難先施設については、「青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度」に基づき、避難の受入を行う医療機関及び社会福祉施設等をあらかじめ登録。原子力災害が発生した場合、青森県災害対策本部は、当該登録先施設に入院患者・入所者の受入要請を行い、一時移転等の準備を調整。

<UPZ内>

施設区分	避難元施設	
	施設等数	入院定床・入所定数
医療機関	1	19人
社会福祉施設等	3	39人
高齢者施設等	1	29人
障害児(者)入所施設等	2	10人
合計	4	58人

施設ごとの避難計画等に基づき避難

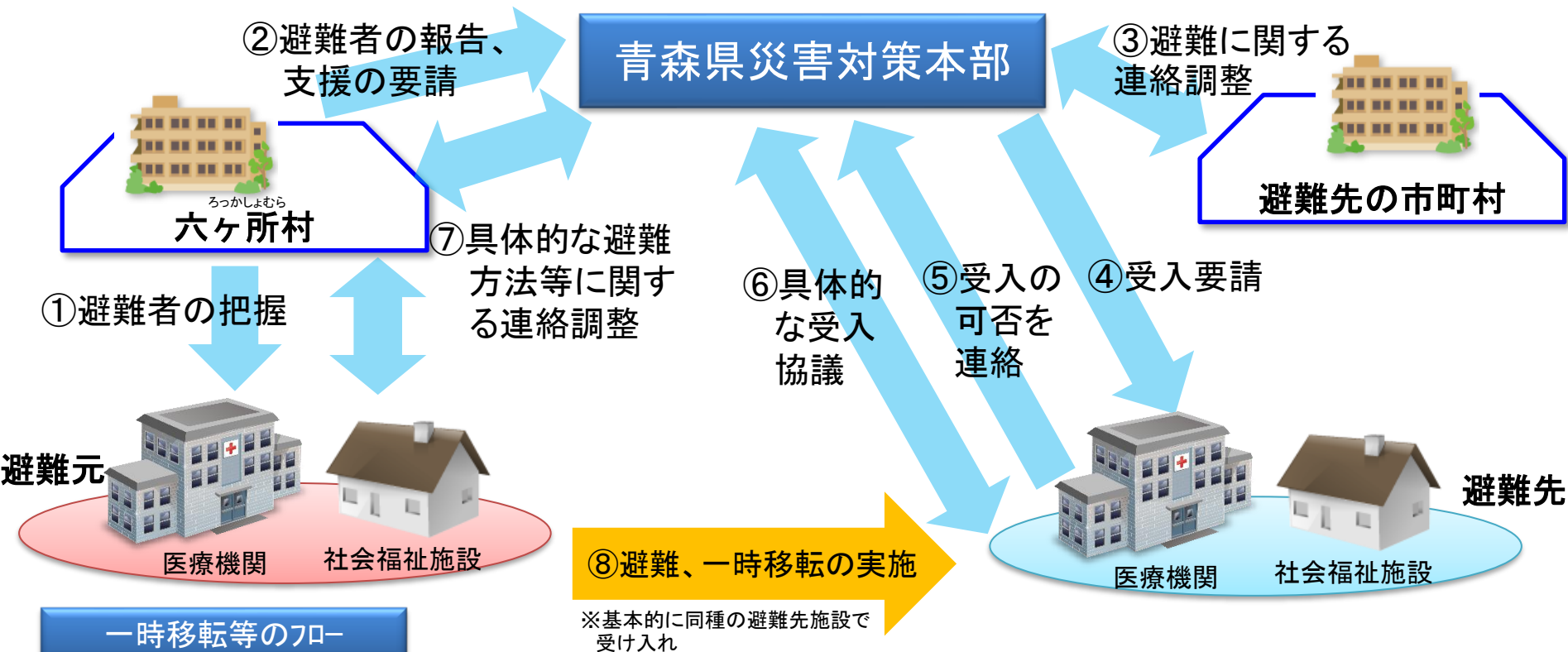
<UPZ外(青森市、弘前市等)>

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数
16	651人
185	1,511人
169	1,207人
16	304人
201	2,162人

- 1) 基本的には、同種の施設間で避難を実施
- 2) 施設数、人数については、●年●月●日現在

UPZ内の医療機関・社会福祉施設の受入先確保のための調整スキーム

- 一時移転等の防護措置が必要となった場合、青森県災害対策本部は、あらかじめ避難先として登録されている青森市等の医療機関・社会福祉施設等に入院患者・入所者の受入を要請。具体的な受入の協議を行ったうえ、避難元の医療機関・社会福祉施設等に連絡し、一時移転等を実施。

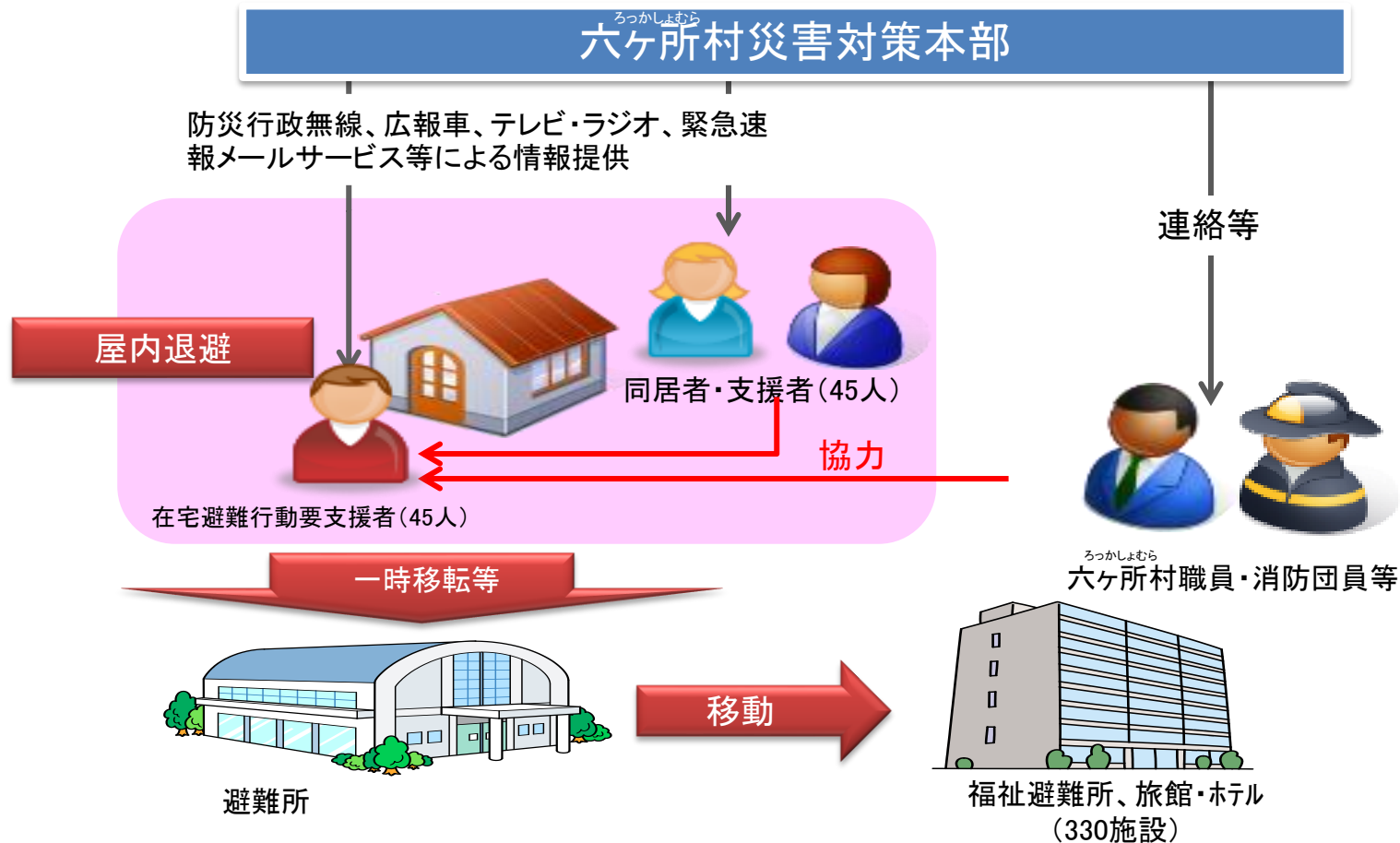


一時移転等のフロー

- UPZ内の医療機関・社会福祉施設等(避難元病院等)は、六ヶ所再処理工場で異常事象が発生又はそのおそれがあるという情報を入手した時点で、施設内に管理者を本部長とする応急対策本部を設置し、一時移転等に備えた準備を開始。
- 六ヶ所村災害対策本部は、原子力災害対策本部から受けた一時移転等の指示を避難元病院等に伝達するとともに、入院患者・入所者等に関する基本情報を把握し、県の災害対策本部に伝達。
- 県の災害対策本部は、避難先の市町村災害対策本部と連絡調整するとともに関係機関の協力を得て、あらかじめ避難先として登録されている医療機関・社会福祉施設等(避難先病院等)に対し入院患者・入所者の受入を要請し、一時移転等の準備を調整。
- 県の災害対策本部は、六ヶ所村災害対策本部を通じ、避難元病院等に対し、受入先となる避難先病院等を連絡。
- 避難元病院等は、指示に基づき、避難行動を開始。

UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、六ヶ所村が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、青森県災害対策本部において関係機関と調整し避難先を確保。
- また、六ヶ所村職員、自治会、消防団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

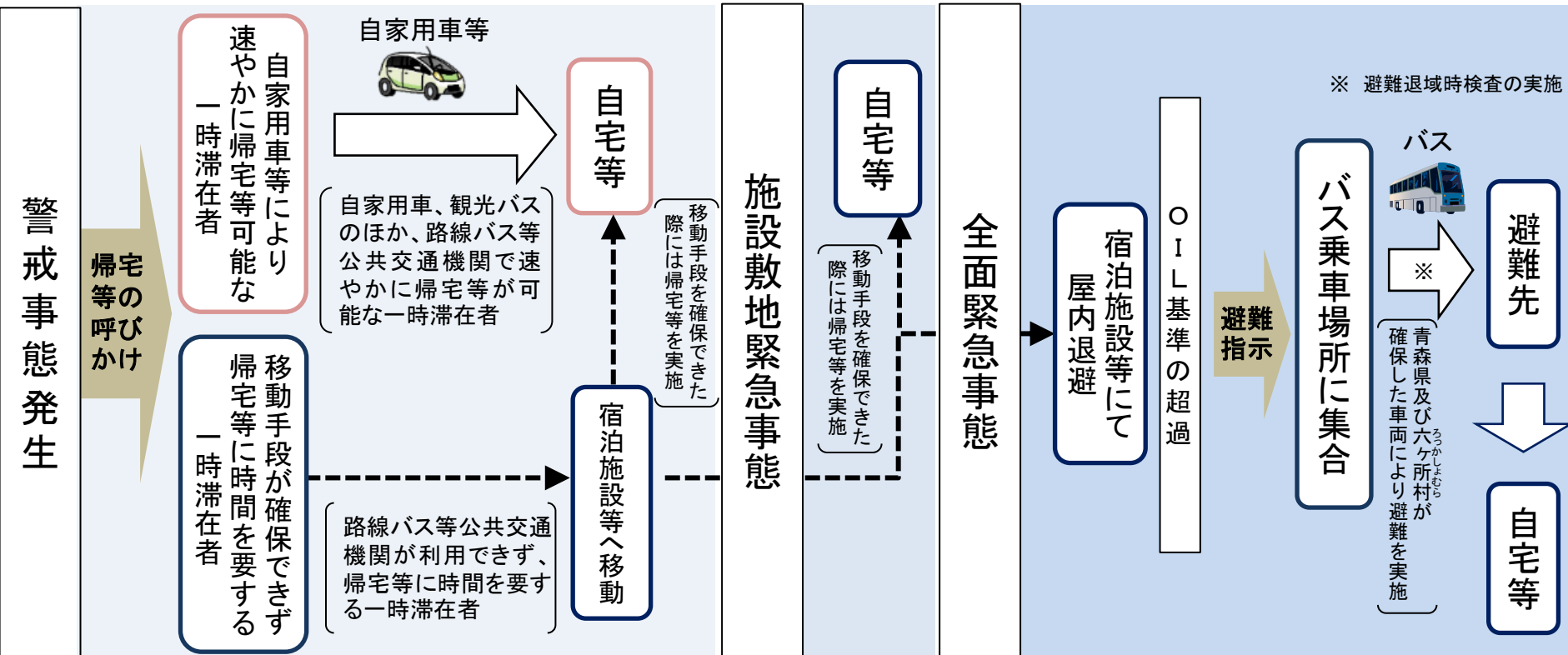


※ 支援者がいない者については、今後、支援者を確保。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備。

UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

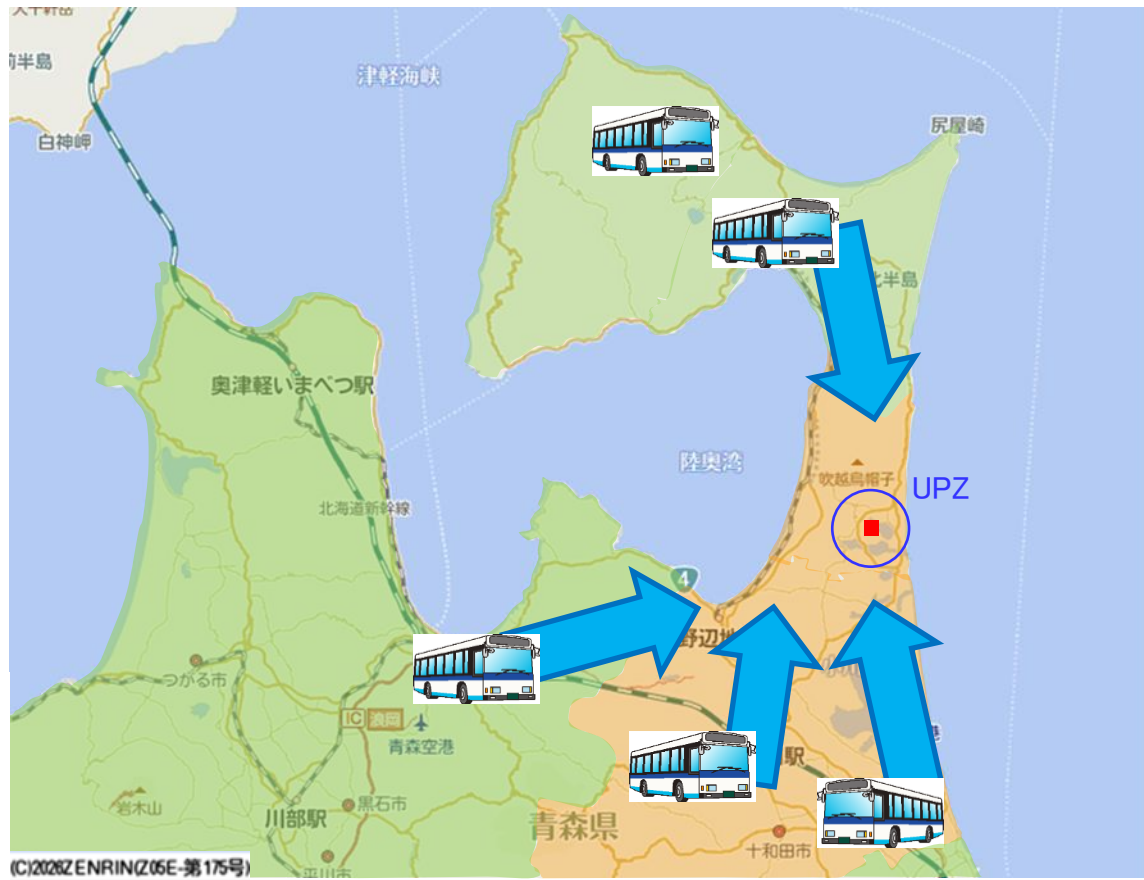
- 青森県及び六ヶ所村^{ろつかしよむら}は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準^{ろつかしよむら}に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等によりバス乗車場所に集まり、青森県及び六ヶ所村が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



UPZ内の一時的移転に必要な輸送能力の確保①

- UPZ内での一時移転は、緊急時モニタリング結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となるバスの確保については、青森県及び青森県バス協会が「災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書」に基づき対応。
- 一時移転に必要な輸送手段については、青森県バス協会が、まず^{かみきた}上北地域のバス事業者と調整し、当該地域内の輸送手段では不足する場合、更に青森県全域のバス事業者と順次調整を行い、必要な輸送手段を調達する。
- 青森県内の輸送手段では不足する場合、青森県は隣接県等の関係団体から輸送手段を調達する。
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請する。



青森県内保有バス台数

地域	保有台数 ※
かみきた 上北	250台 (うち、貸切バス204台)
上記以外の青森 県内各地域	1,296台 (うち、貸切バス581台)
合計	1,546台 (うち、貸切バス785台)

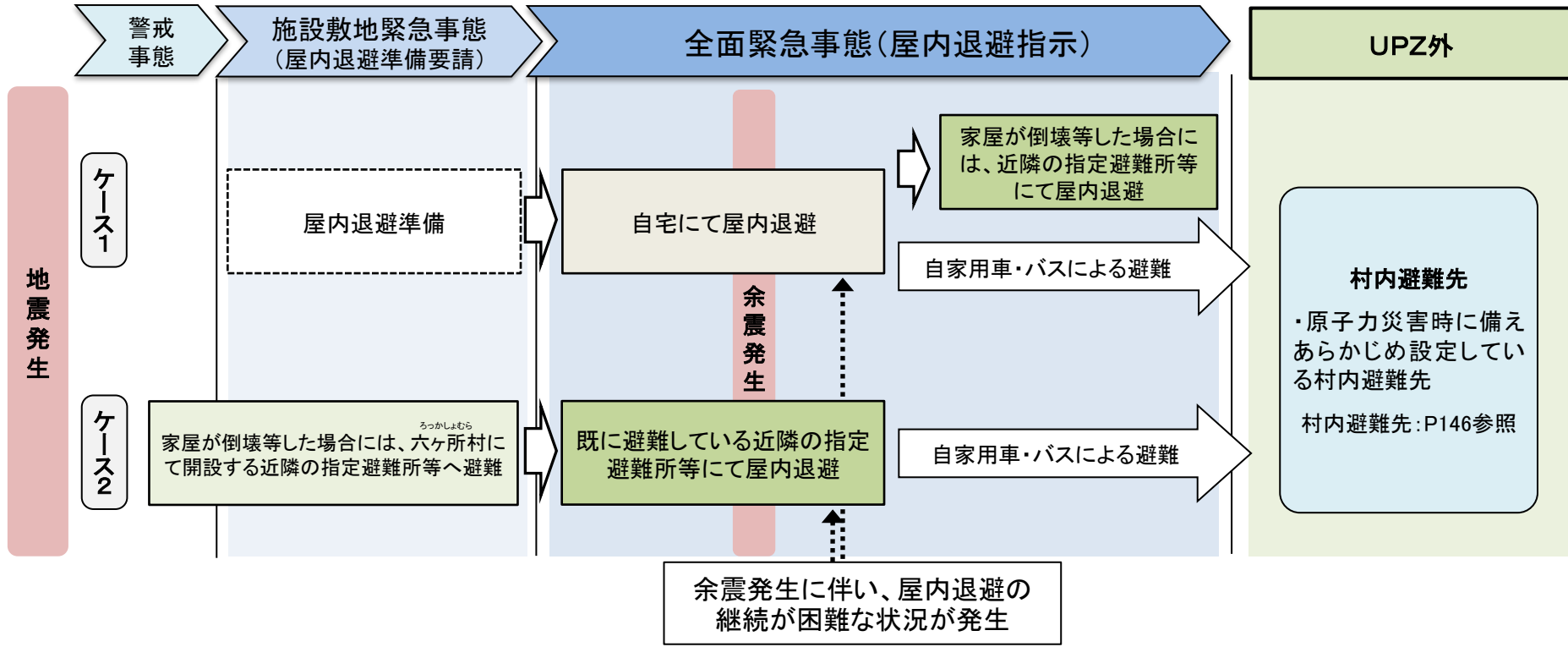
※ バス台数については、令和7年1月現在。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

自然災害等(地震等※)により屋内退避が困難となる場合の基本フロー

- 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため六ヶ所村にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、六ヶ所村にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先の準備が整い次第、関係自治体等の指示に従い避難を行う。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び青森県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報、避難所の開設タイミング等について、確認・調整等を行う。

<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>



※ 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

暴風雪や大雪時などにおけるUPZ内の防護措置

- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、暴風雪や大雪等により気象庁から特別警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。※
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



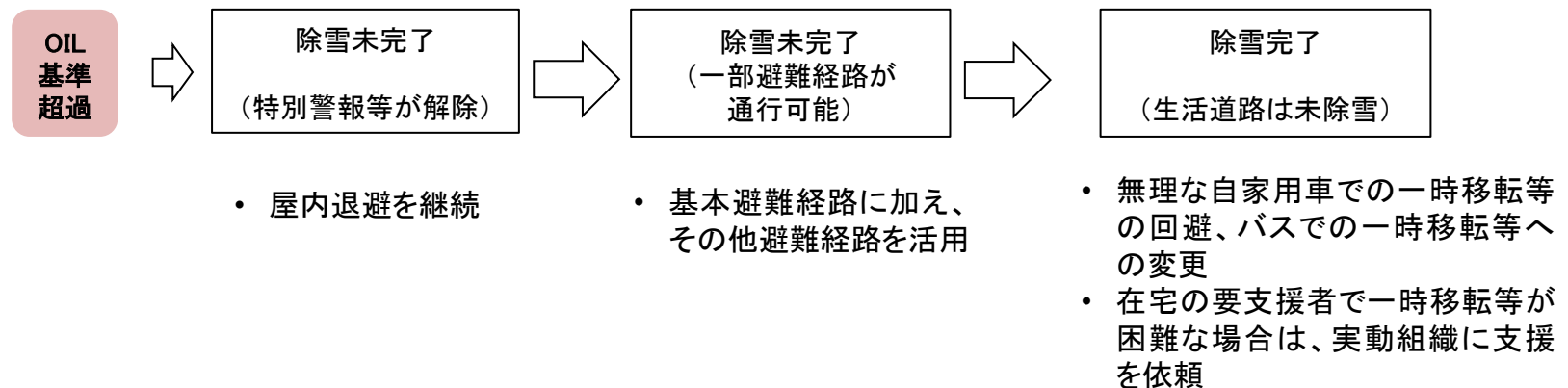
※ 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため六ヶ所村にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。

台風等に伴う大雨により、六ヶ所村から土砂災害や洪水に係る避難指示等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所・指定避難所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

積雪量が多く直ちに一時移転等が困難な場合の対応(UPZ)

OIL基準を超過し、暴風雪や大雪などの特別警報等が解除された場合であっても、避難経路の除雪が完了し安全に一時移転等ができる環境となるまでは、屋内退避を継続する。※1

- 基本避難経路の除雪が未完了の段階であっても、その他避難経路が活用できる場合は、その他避難経路を活用する。
- 主要な幹線道路の除雪が完了し、一時移転等が可能となった時点で住民避難を開始する。なお、生活道路の除雪が完了しなければ一時移転等が出来ない場合において、道路管理者や民間事業者による除雪が困難になった場合には、実動組織により除雪及び一時移転等の支援(P128参照)を行うが、除雪が完了していない間には、無理な自家用車での一時移転等による立ち往生などを回避するため、当該住民はバス等により一時移転等を行うこととする。※2
- 社会福祉施設等の入所者についても、避難経路の除雪が完了した段階で一時移転等を開始することとする。在宅の要支援者について、支援者の介助等によっても一時移転等が困難な場合は、実動組織(消防、自衛隊等)の支援により一時移転等を行う。

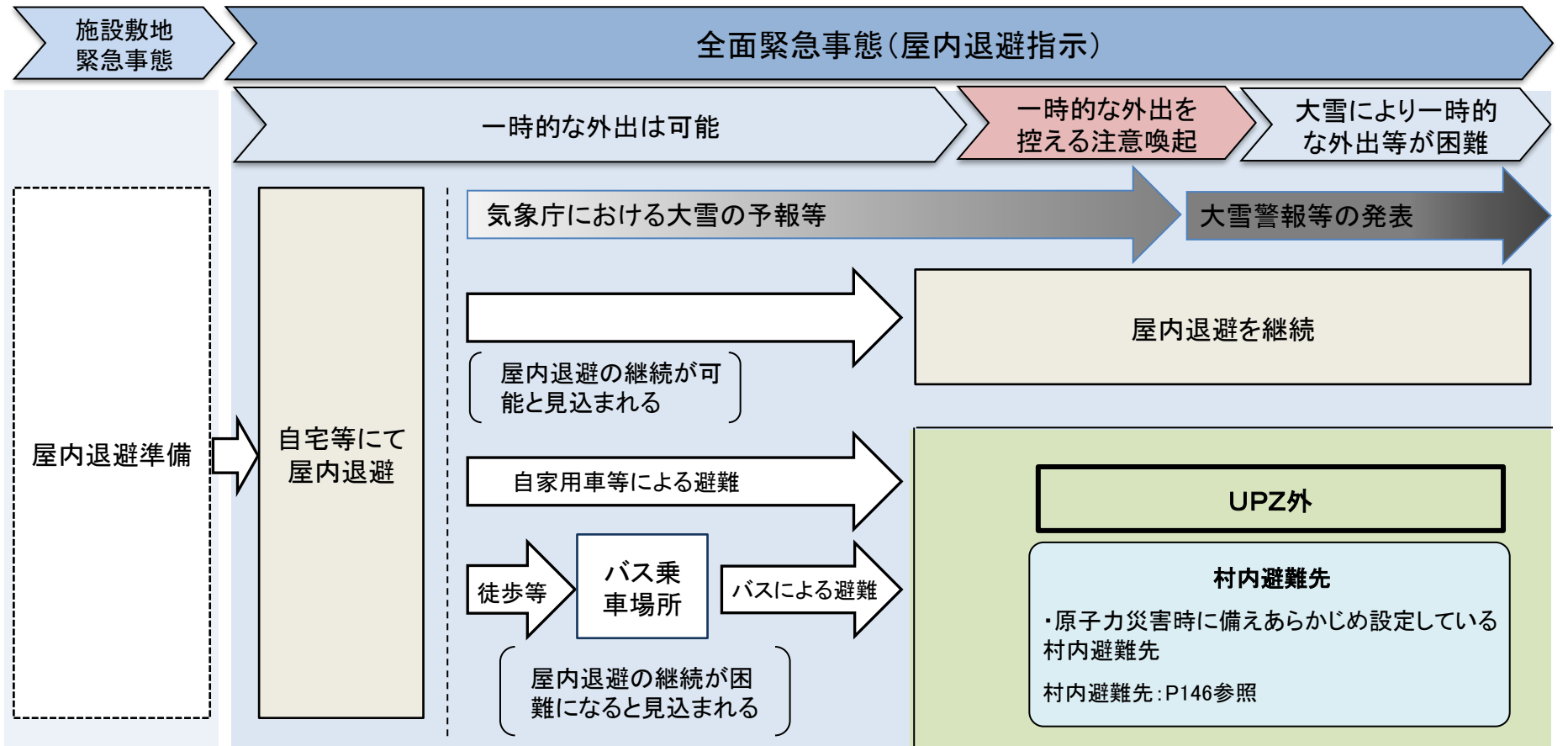


※1 立ち往生などにより除雪活動が妨げられないことがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を行う。屋内退避中も、生活物資の受け取りや屋根の雪下ろし等、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能。放射性物質の放出が見込まれている場合等については、一時的な外出を控える旨の注意喚起を国や自治体から行う。

※2 バス乗車場所及び社会福祉施設から幹線道路までの経路について優先的に除雪するなど、バスや福祉車両による一時移転等が可能となるよう留意する。また、生活道路の除雪が完了した場合には、原則自家用車等による一時移転等を行うこととする。

大雪の予報等の発表により屋内退避の継続が困難になると見込まれる場合

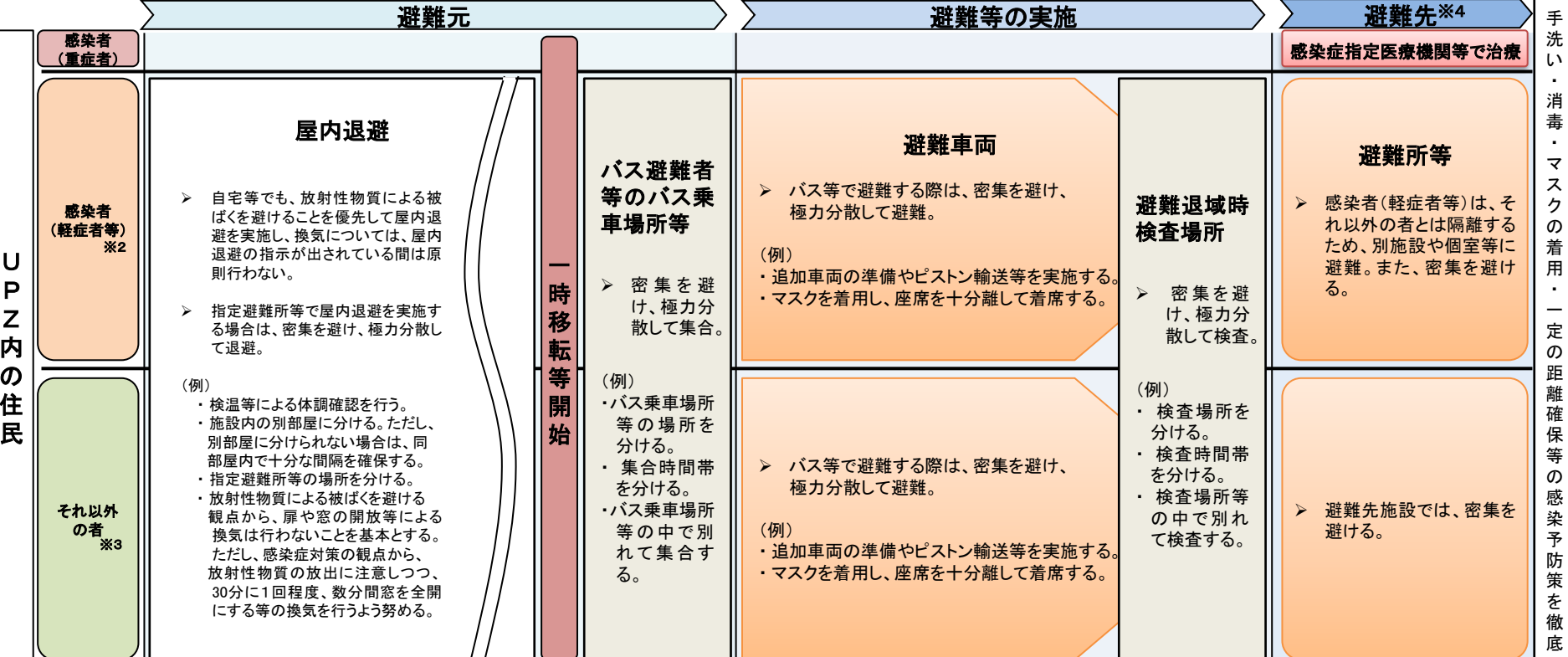
- 気象庁から大雪の予報等が発表され、屋内退避の継続が困難になると見込まれ、交通障害等により避難を実施することで命に危険が及ぶ前に避難が必要であると、関係自治体等が判断した場合には、その指示に従いUPZ外へ避難を行う。
- 屋内退避指示が出ている中で大雪が発生すると、物資の受け取り、人的支援、一時的な外出等が困難になることも想定される。加えて、放射性物質の放出が見込まれ一時的な外出を控える旨の注意喚起がされた場合には、一時的な外出を実施できない期間が長くなるため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点で避難を行うことはできる。
- 屋内退避の継続が困難となった時点での避難は、天候や除雪等の状況によって、交通障害が発生し、命に危険が及ぶため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点かつ安全に避難ができる段階で避難を行うことはできる。



感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、かつがしよむら六ヶ所村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

他の地方公共団体からの応援計画

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、関係地方公共団体からの支援策として、4つの応援協定等を締結。

㉗ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (平成30年12月6日)

【対象】
青森県内の全40市町村

- 【応援内容】**
- ① 応援措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
 - ② 食糧、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
 - ③ 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
 - ④ 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
 - ⑤ 災害応急活動に必要な職員の派遣
 - ⑥ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
 - ⑦ 前各号に定めるもののほか、大規模災害時の応急措置活動で特に必要な事項

㉘ 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定 (令和4年4月1日)

【対象】
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

- 【応援内容】**
- ① 救助及び応急復旧等に必要な要員
 - ② 避難所の運営支援に必要な要員
 - ③ 支援物資の管理等に必要な要員
 - ④ 行政機能の補完に必要な要員
 - ⑤ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋
 - ⑥ 食料、飲料水及びその他生活必需物資
 - ⑦ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ⑧ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等
 - ⑨ ヘリコプターによる情報収集等
 - ⑩ 傷病者の受け入れのための医療機関
 - ⑪ 被災者を一時収容するための施設
 - ⑫ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
 - ⑬ 仮設住宅用地
 - ⑭ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援
 - ⑮ その他特に要請のあったもの

㉙ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 (令和6年1月31日)

- 【応援内容】**
- ① 人的支援及び斡旋
 - ② 物的支援及び斡旋
 - ③ 施設又は業務の提供及び斡旋
 - ④ その他特に要請のあったもの

㉚ 原子力災害時の相互応援に関する協定 (平成13年1月31日)

【対象】
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

- 【応援内容】**
- ① 原子力防災資機材の提供
 - ② 職員の派遣



六ヶ所村におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- あらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

基本避難経路

- ① 県道24号→国道338号(尾駮バイパス)→県道24号→国道338号→村道平沼高瀬川→県道5号
- ② 県道25号
- ③ 国道338号→村道平沼高瀬川→国道394号
- ④ 国道338号(尾駮バイパス)→村道平沼高瀬川→県道5号

代替避難経路

- ① 村道吹越台地・二又線→国道279号→県道5号
- ② 村道原々種農場・弥栄平→国道279号→県道5号
- ③ 県道24号→国道338号(尾駮バイパス)→県道24号→村道吹越台地・二又→国道279号→県道5号→村道倉内蒼前堂
- ④ 国道338号(尾駮バイパス)→村道新納屋3・4号→県道5号



自然災害により道路が通行不能になった場合の復旧策(自然災害対応)

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路が、自然災害等により使用できない場合は、青森県及び六ヶ所村は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省東北地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

＜直轄国道＞
国土交通省東北地方整備局が応急復旧作業を実施。

＜青森県の管理道路＞
青森県災害対策本部が応急復旧作業を実施。

＜東北自動車道・青森自動車道＞
高速道路会社(NEXCO)が応急復旧作業を実施。

- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握。
- 道路の被害状況を踏まえ、国、県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等を基に、応急復旧工事を実施。



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。¹⁴⁷

降雪時の避難経路の確保(自然災害対応)

- 青森県は地域防災計画に基づき毎年度、除雪事業計画を定め、路線の重要性等を考慮してあらかじめ除雪路線を設定し、当該路線毎の除雪作業目標に従い、適切に除雪を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省東北地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り、各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



原子力災害対策重点区域5市町村を中心とした除雪機械の配備台数		ろっかしよむら うち、六ヶ所村
国(東北地方整備局)※1	●台	●台
青森県	●台	●台
ろっかしよむら 六ヶ所村	●台	●台
民間事業者	●台	●台
青森県道路公社	●台	●台
高速道路会社(NEXCO)※2	●台	●台

※1 青森県内の配備数。
 ※2 東日本高速道路(株)東北支社青森管理事務所の保有台数。
 ※3 台数は令和●年●月●日現在。

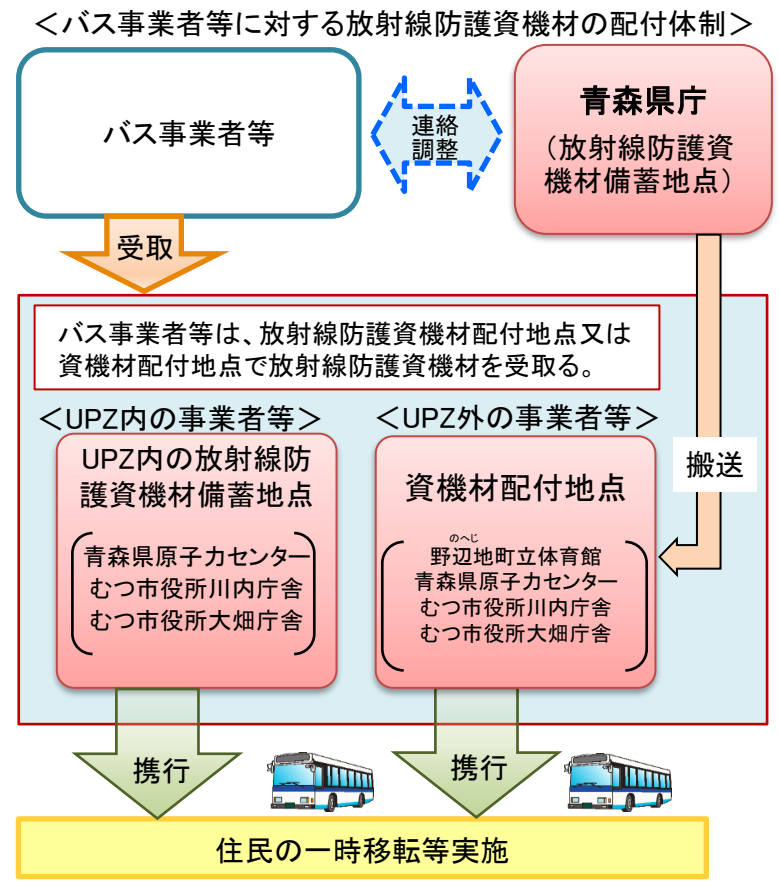
- 国道4号、7号、45号、101号(国)
- 国道102号、279号、280号、338号、394号、県道(青森県)
- みちのく道路(青森県道路公社)
- 東北自動車道、青森自動車道(高速道路会社(NEXCO))

第2章 ろっかしよ 六ヶ所再処理工場

4. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制

UPZ内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- 六ヶ所村^{ろっかしよむら}では、防災業務従事者のための放射線防護資機材を備蓄。六ヶ所村の資機材が不足する場合には、放射線防護資機材備蓄地点から供給を実施。
- UPZ内住民の一時移転等を担うバス事業者等には、放射線防護資機材備蓄地点で、放射線防護資機材を配付。なお、平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。
- 放射線防護資機材配付地点では、それまでのモニタリング結果等により、業務従事に伴う被ばく線量が1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。



原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制

- ▶ 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」を締結。
- ▶ 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害時における原子力事業者間協力協定(平成26年10月10日)*

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止及び早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリング及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



個人線量計



全面マスク



タイベックスーツ

* 本協定のほか、東北電力、東京電力、電源開発、日本原燃及びリサイクル燃料貯蔵の5社間において「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」(平成23年12月9日)を締結。

青森県及び六ヶ所村における行政備蓄

- 緊急時に備え、青森県及び六ヶ所村では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、青森県が調整を行い、県内の全市町村や物資供給等に関する協定を締結している民間事業者等の協力を得て、食料及び生活物資等を融通・供給。

青森県及び六ヶ所村の生活物資の備蓄状況

備蓄物資 種類	青森県及び六ヶ所村	
	青森県	六ヶ所村
主食 (食)	157,050	8,641
副食 (食)	—	4,729
飲料水 (リットル)	20,232	7,963.5
毛布 (枚)	44,460	1,580
トイレ		
設置型 (台)	—	35
携帯型 (回分)	311,100	300

※1 上記の数量は、令和6年11月1日時点で青森県及び六ヶ所村が把握している数。

※2 上記の他に、常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。

青森県の物資供給等に関する協定締結状況

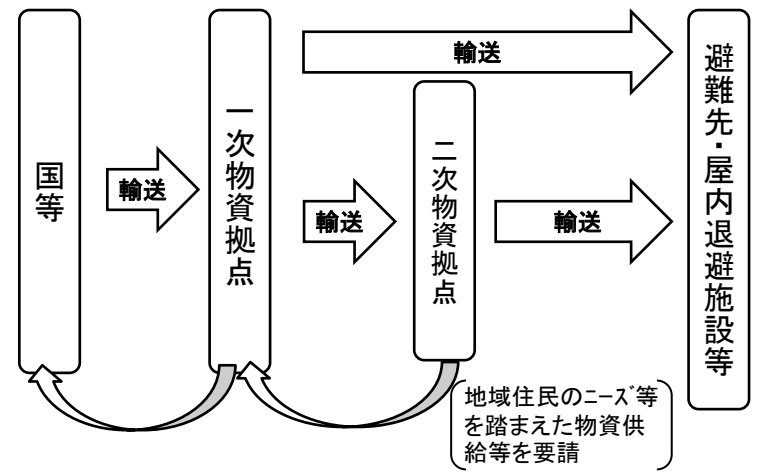
- ^{ろっかしょむら}六ヶ所村及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、青森県は、「災害時における物資の供給に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	災害時における生活物資や食料の供給	全国農業協同組合連合会青森県本部(全農青森)、青森県生活協同組合連合会
災害時における物資の供給に関する協定	災害時における食料や飲料等の供給	(株)ローソン、(株)ユニバース、(株)ファミリーマート、イオングループ、(株)イトーヨーカ堂、セブン-イレブン・ジャパン、(株)マエダ、(株)工藤パン、日糧製パン(株)、横浜ファーマシー、紅屋商事(株)、NPO法人コメリ災害対策センター、DCM(株)、株式会社赤ちゃん本舗
災害時における段ボール製品の調達に関する協定	災害時における段ボール製品の供給	東日本段ボール工業組合
災害時における飲料供給に関する協定	災害時における飲料等の供給	サントリーフーズ(株)、みちのくコカ・コーラボトリング(株)、大塚製薬(株)
災害時における石油類燃料の調達及び安定供給に関する協定	災害時における緊急通行車両への優先給油及び警察・消防署等の重要施設に対する石油燃料の供給	青森県石油商業組合、青森県石油商業協同組合
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(公社)青森県トラック協会、一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク
船舶による輸送の確保に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	東北内航海運組合、川崎近海汽船株式會社、津軽海峡フェリー(株)、北日本海運(株)、共栄運輸(株)

青森県における物資の調達・供給

- 物資供給の迅速性を高めるため、^{ろっかしよむら}六ヶ所村の周辺に、国等からの物資を集積する一次物資拠点を設定。一次物資拠点では、地域のニーズ等を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先や二次物資拠点に輸送。
- 二次物資拠点では、一次物資拠点から輸送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 一次物資拠点・二次物資拠点では、必要に応じて防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。
- 物流専門家の派遣について、協定事業者等に要請し、より効率的に物資を供給。

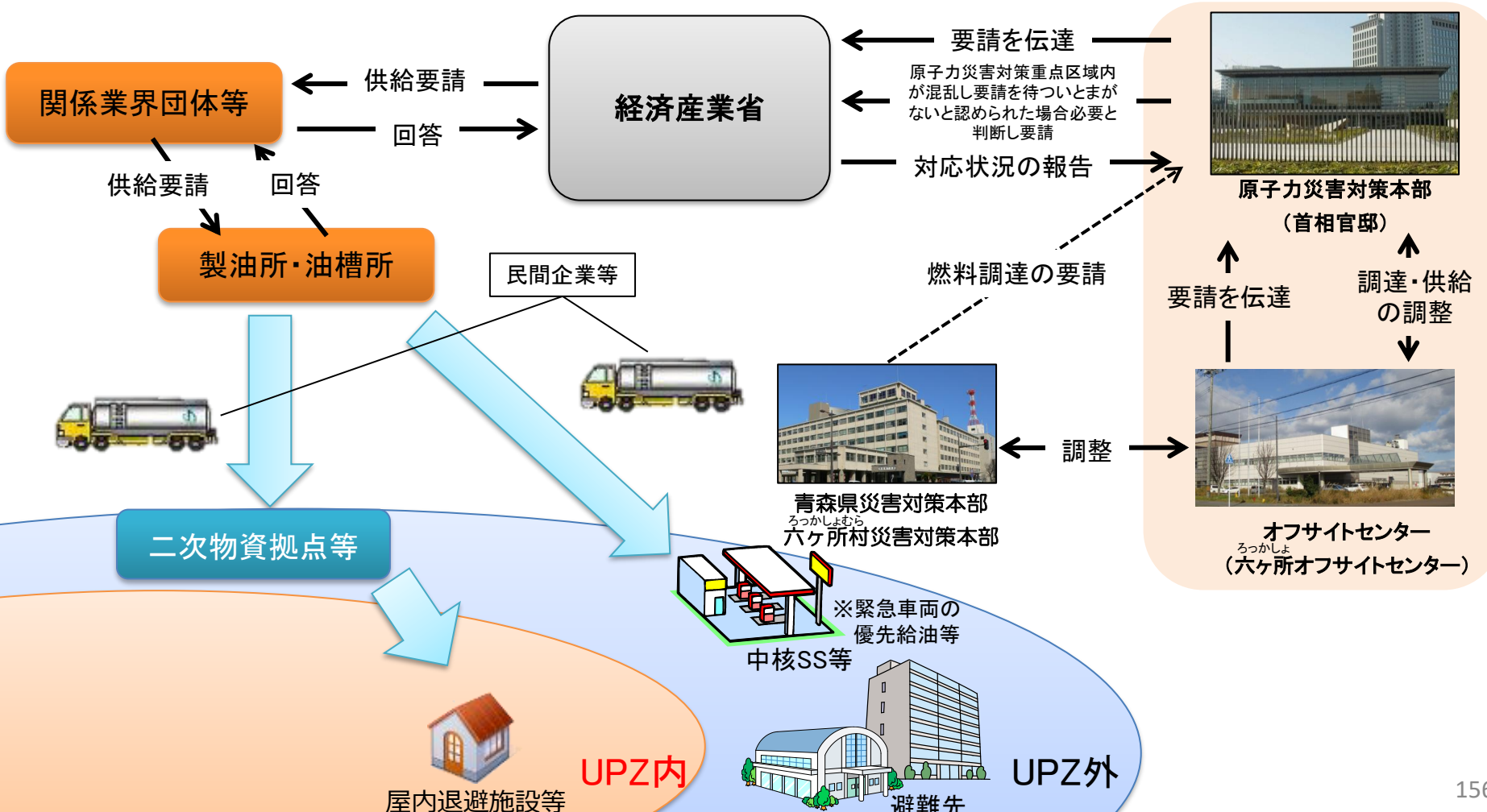


- ### 一次物資拠点 (県内9候補施設)
- ・避難・屋内退避住民に対する国等の供給食料・物資の集積
 - ・ボランティア団体等による食料・物資の集積
 - ・オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
 - ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
 - ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報) 等

- ### 二次物資拠点
- ・避難先住民や屋内退避住民への食料・物資の供給
 - ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給等に関する各種要請
 - ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報) 等

国による物資(燃料)の供給体制

- 青森県及び六ヶ所村が備蓄している燃料が不足する場合、青森県及び六ヶ所村から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から二次物資拠点等への搬送を行う。



災害による停電時の燃料供給拠点について

- 国は、自家発電設備を備え、災害による停電時にも地域の住民の方々に継続して給油を行うことができる「住民拠点サービスステーション」を、青森県に合計279箇所整備済み。
- 災害による停電時には、これらの住民拠点サービスステーション等を拠点とし、燃料供給を行う。

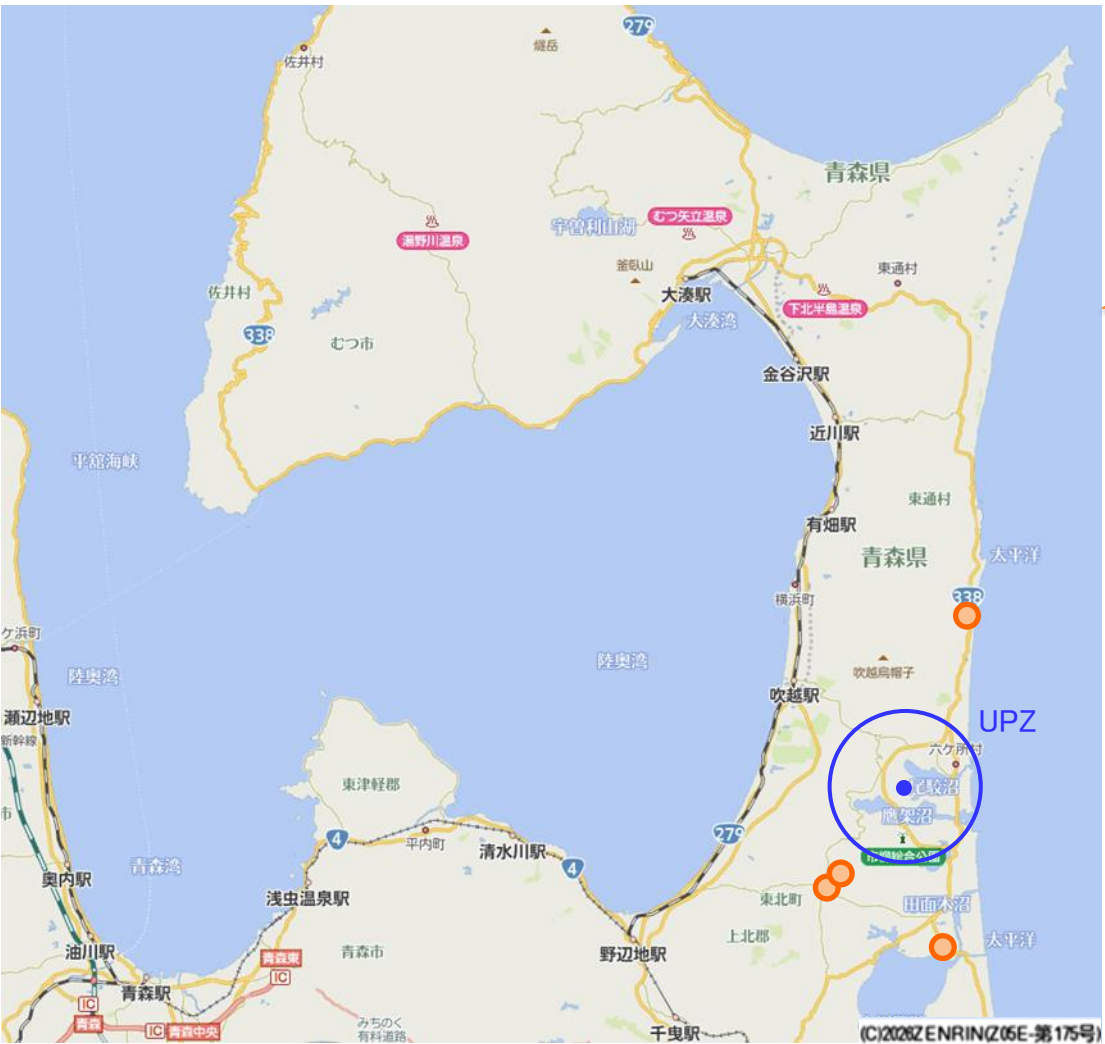
関係市町村の整備箇所数

六ヶ所村: 4箇所



その他の市町村の整備箇所数

- | | |
|-------------|------------|
| 青森市: 38箇所 | 横浜町: 1箇所 |
| 弘前市: 27箇所 | 大鰐町: 2箇所 |
| 八戸市: 43箇所 | 田舎館村: 1箇所 |
| 黒石市: 7箇所 | 坂柳町: 4箇所 |
| 五所川原市: 21箇所 | 鶴田町: 4箇所 |
| 十和田市: 13箇所 | 中泊町: 8箇所 |
| 三沢市: 5箇所 | 七戸町: 6箇所 |
| つがる市: 14箇所 | 六戸町: 3箇所 |
| 平川市: 9箇所 | 東北町: 11箇所 |
| むつ市: 12箇所 | おいらせ町: 5箇所 |
| 平田町: 2箇所 | 大間町: 5箇所 |
| 逢田村: 1箇所 | 三戸町: 2箇所 |
| 外ヶ浜町: 1箇所 | 五戸町: 2箇所 |
| 鱒ヶ沢町: 2箇所 | 田子町: 4箇所 |
| 深浦町: 6箇所 | 南部町: 4箇所 |
| 藤崎町: 7箇所 | 階上町: 5箇所 |
| 東通村: 2箇所 | 新郷村: 1箇所 |



主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

➤ 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	国土交通省	飲料水(応急給水)	周辺自治体水道局
医薬品等	厚生労働省	一般薬、紙おむつ、マスク等	日本OTC医薬品協会、 日本製薬団体連合会、 日本医療機器産業連合会、 日本医薬品卸売業連合会等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰等	各種食品産業関係団体等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレトーパー、毛布等	(一社)ジャパン・レンタル・アソシエーション、 日本家庭紙工業会、 日本毛布工業組合等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、 独立行政法人エネルギー・ 金属鉱物資源機構(JOGMEC)等

貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)

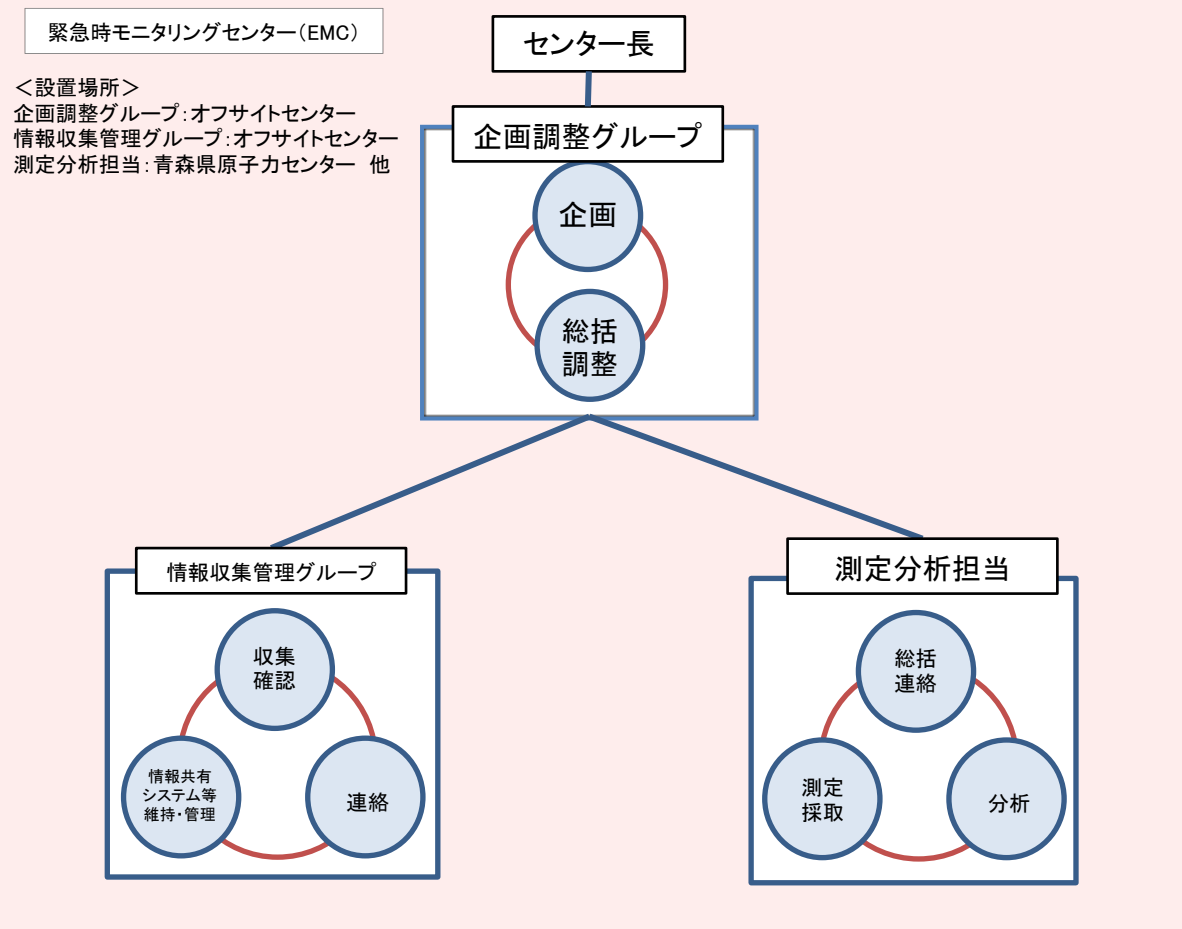
※ 物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P155,156の体制に基づき実施。

第2章 ろっかしよ 六ヶ所再処理工場

5. 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングセンターの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制は、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループをオフサイトセンターに、測定分析担当を青森県原子力センターに設置。
- 六ヶ所^{ろっかしよ}原子力規制事務所に上席放射線防災専門官等の職員を配置し、緊急時モニタリングを円滑に実施。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

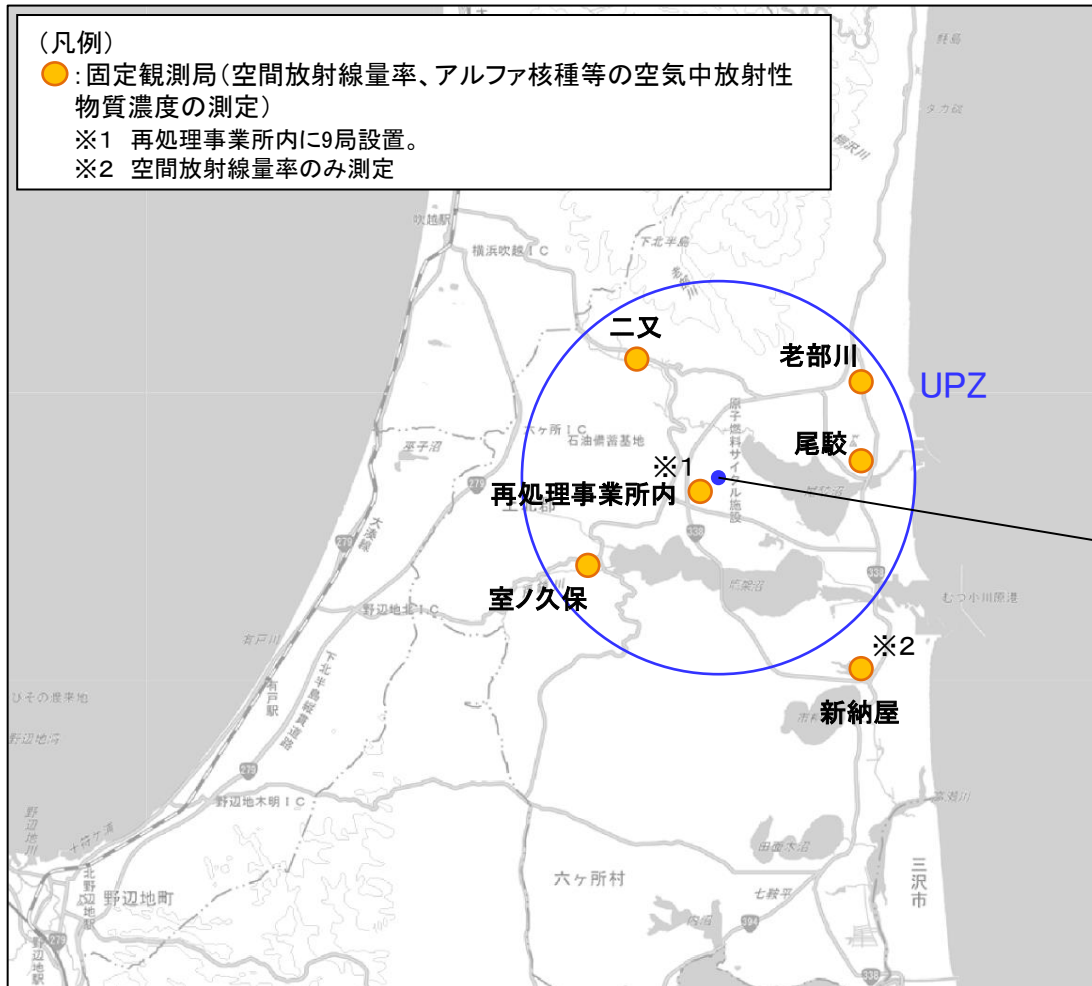
測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

六ヶ所地域の空間放射線量率等のモニタリング体制

ろっかしよむら

- 六ヶ所村に、緊急時モニタリング地点6地点を設定し、防護措置の実施判断や被ばく評価に資する連続測定を実施。
- 再処理事業所敷地内では、9局で連続測定を実施。
- UPZ外については、必要に応じて国が原子力事業者の協力を得ながら、航空機やモニタリングカー等の機動的な手法を用いて緊急時モニタリングを実施。



ろっかしよ
六ヶ所再処理工場

青森県における環境放射線モニタリング機器

- 緊急時モニタリング地点では、固定観測局4局（青森県1局、日本原燃3局）で空間放射線量率及び大気中の放射性物質濃度を、電子式線量計1局（青森県）で空間放射線量率を測定。※
- 万が一、固定観測局等が使えなくなった場合等に備え、可搬型モニタリングポスト9台（青森県）を別途配備。※
- 空間放射線量率、大気中の放射性物質濃度を測定する装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備。

※ 外部電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施。



固定観測局【4局】
（非常用発電機装備）



電子式線量計【1局】
（非常用電源装備）



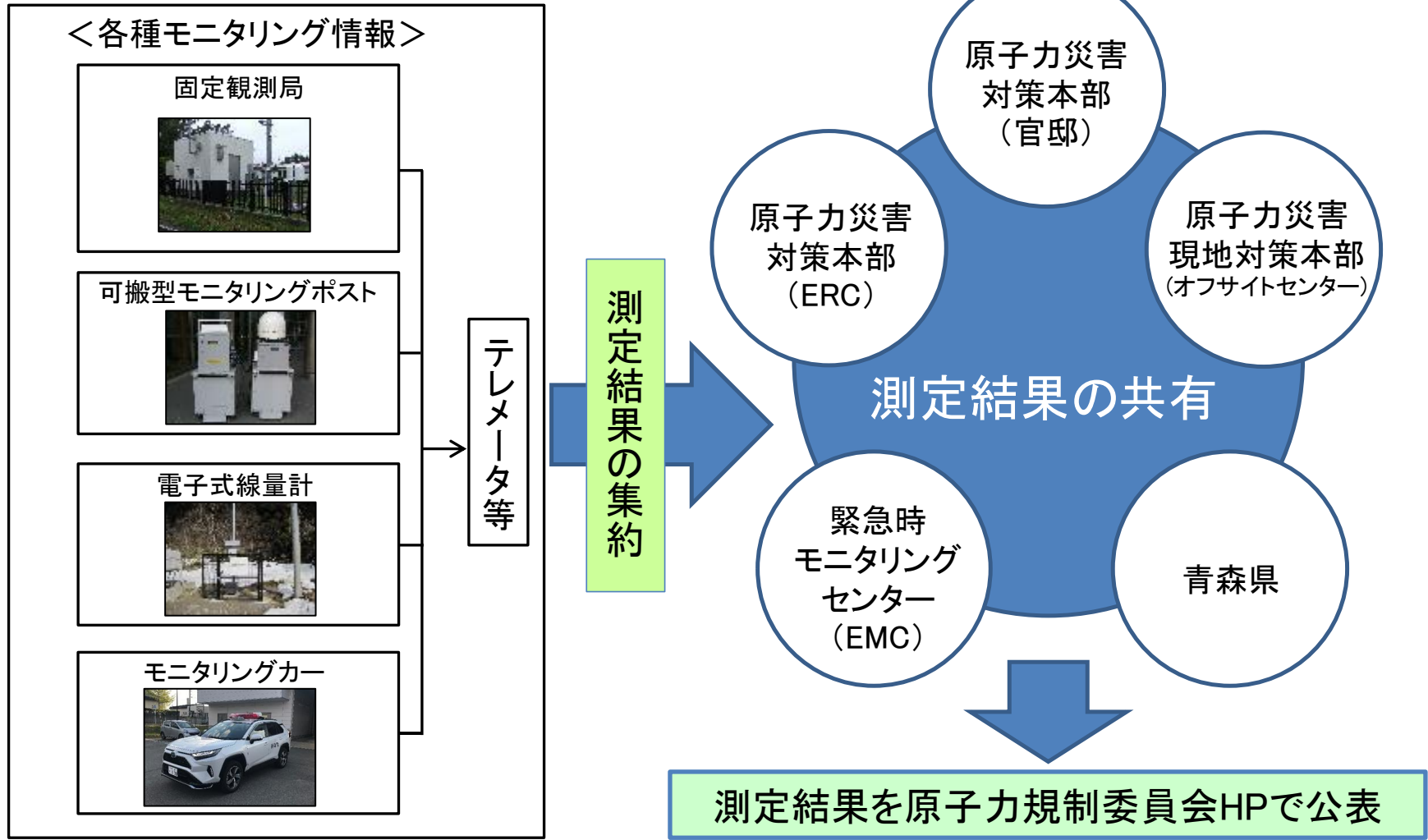
可搬型
モニタリングポスト【9台】



モニタリングカー【2台】

緊急時モニタリング結果の共有及び公表

緊急時モニタリングの結果は、放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



緊急時モニタリング実施計画

- 青森県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定め、事態の進展に応じ、同実施計画の改定等を行う。

青森県緊急時モニタリング計画

青 森 県

参照の上、策定及び改定

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

- モニタリングの継続
- モニタリングポストの測定間隔の変更
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- 大気モニタ・ヨウ素サンプラでの採取・測定
- 飲食物中の放射性核種濃度の測定 等

<実施主体>

- 緊急時モニタリングセンター(測定分析担当) 等

<情報共有／報告の体制>

<注意事項>

等

【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧
- 地図及び観測局等の地点図 等

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という。)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数

(令和7年度調査による。青森県、日本原燃を除く。)

	要員 (数)	可搬型 モニタリングポスト (台)	モニタリングカー (台)
国	20	80	22
道府県	846	187	42
原子力 事業者	626	68	34
関係指定 公共機関	19	0	2

※ 各資機材については保有数を記載。

六ヶ所地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

- 緊急時モニタリングによる実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる地域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に緊急時モニタリング地点を設定する必要がある。
- 青森県では、緊急時モニタリング地点6地点を設定し、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。なお、全ての緊急時モニタリング地点に非常用電源を配備しているほか、故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

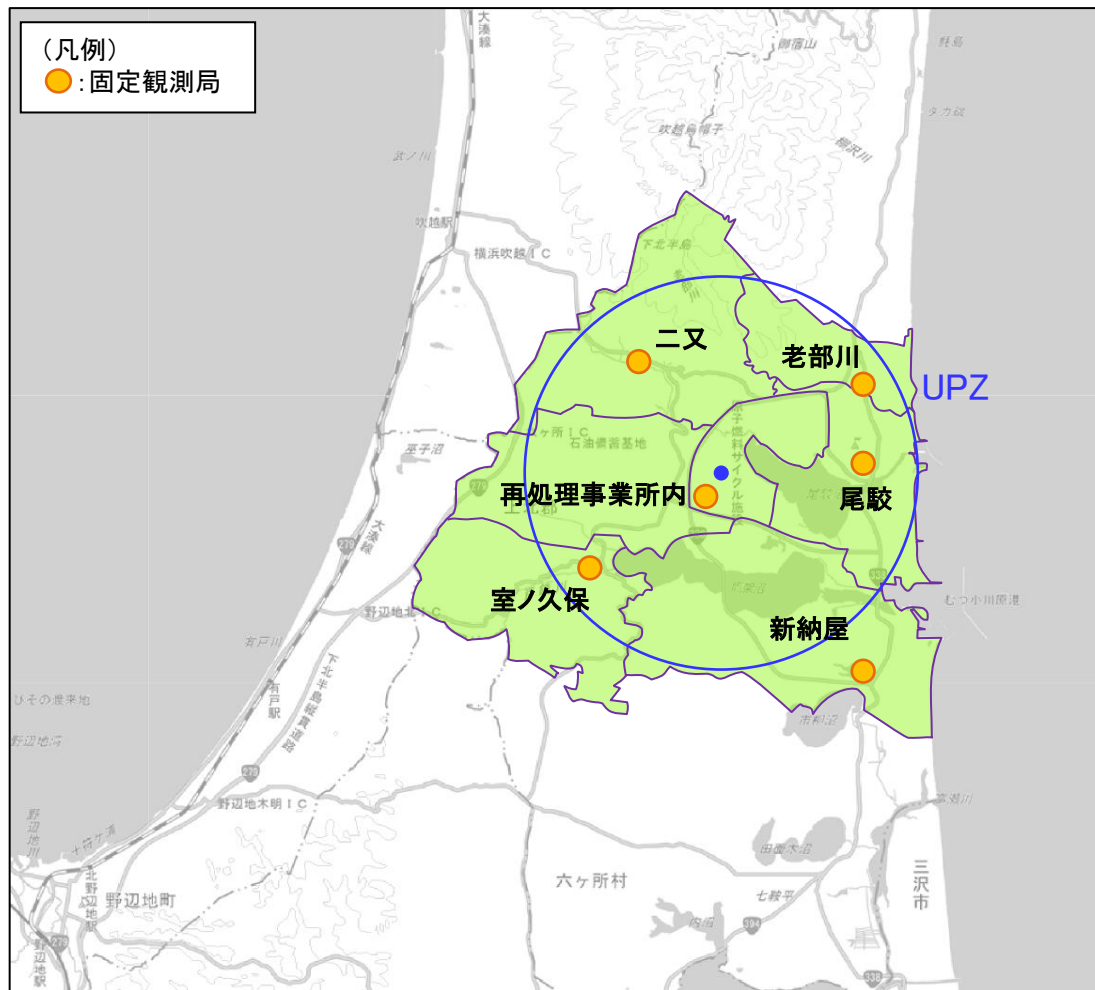


図 六ヶ所地域における緊急時モニタリング地点と一時移転等の実施単位

日本原燃による六ヶ所地域の緊急時モニタリング

- モニタリングポスト※
 - ・モニタリングポスト(9局)で、再処理施設周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び大気中の放射性物質濃度を測定。
- 可搬型モニタリングポスト
 - ・万が一、モニタリングポストが機能喪失した場合に備え、空間放射線量率及び大気中の放射性物質濃度を測定する可搬型モニタリングポスト(18台)を配備。
- モニタリングカー及びサーベイメータ等を搭載する車両
 - ・空間放射線量率及び空気中の放射性物質濃度を測定するモニタリングカー(1台)及びサーベイメータ等を搭載する車両(1台)を配備。
- オフサイトの協力
 - ・緊急時モニタリングセンターに人員を派遣し、必要な協力を行う。

※ 外部電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源の強化や通信回線の強化を実施。



モニタリングポスト【9局】



可搬型モニタリングポスト【18台】



モニタリングカー【1台】



サーベイメータ等を搭載する車両【1台】



(サーベイメータ)



(可搬型ダストサンブラ)

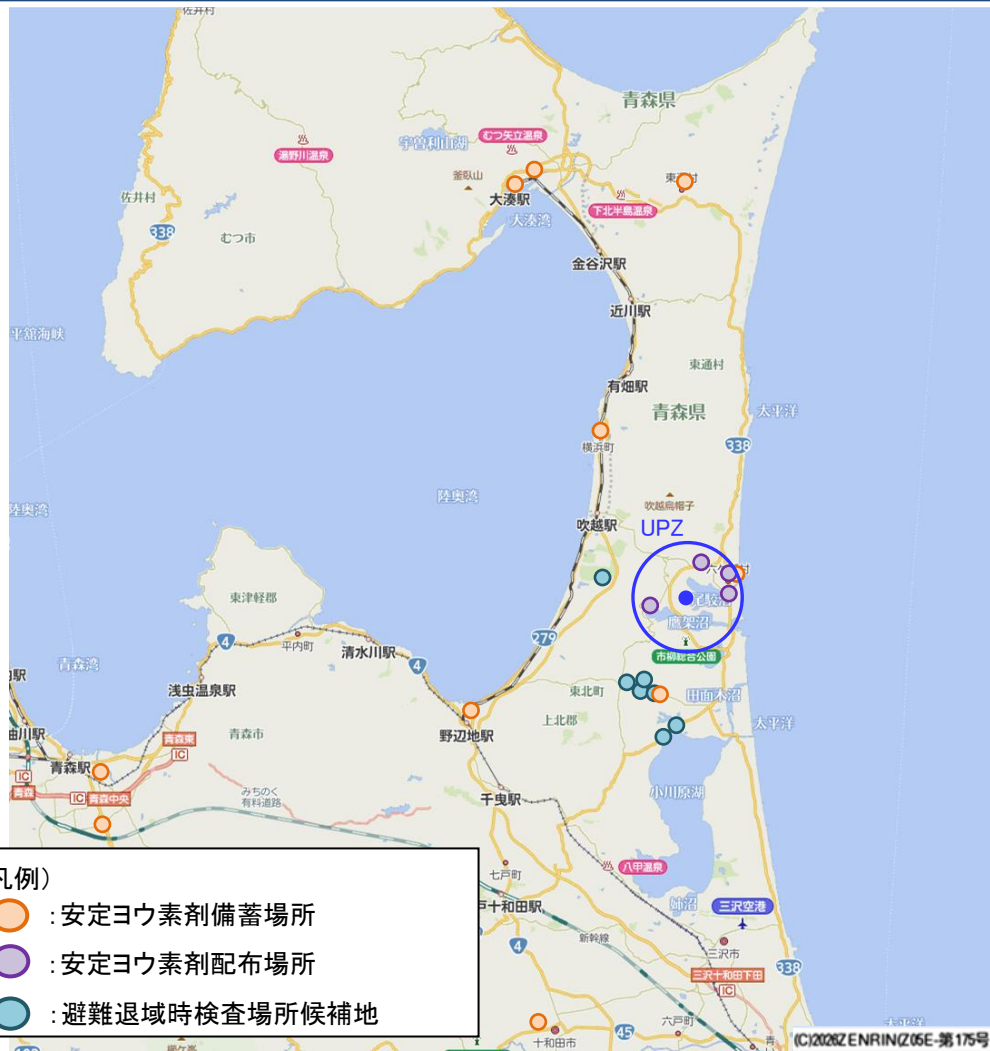
車両に搭載するサーベイメータ等の例

第2章 ^{ろっかしよ} 六ヶ所再処理工場

6. 原子力災害時の医療等の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、青森県は計14箇所^{ろっかしよむら}の施設に合計約663,000丸の丸剤、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤(32.5mg)5,100包、ゼリー状安定ヨウ素剤(16.5mg)1,460包を備蓄。(令和6年3月31日時点)
- 緊急配布が必要となった場合には、備蓄場所より六ヶ所村が指定する安定ヨウ素剤配布場所(4箇所)及び避難退域時検査場所(候補地7箇所)に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。



安定ヨウ素剤備蓄場所
青森県:14箇所

^{ろっかしよむら}
 県及び六ヶ所村職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

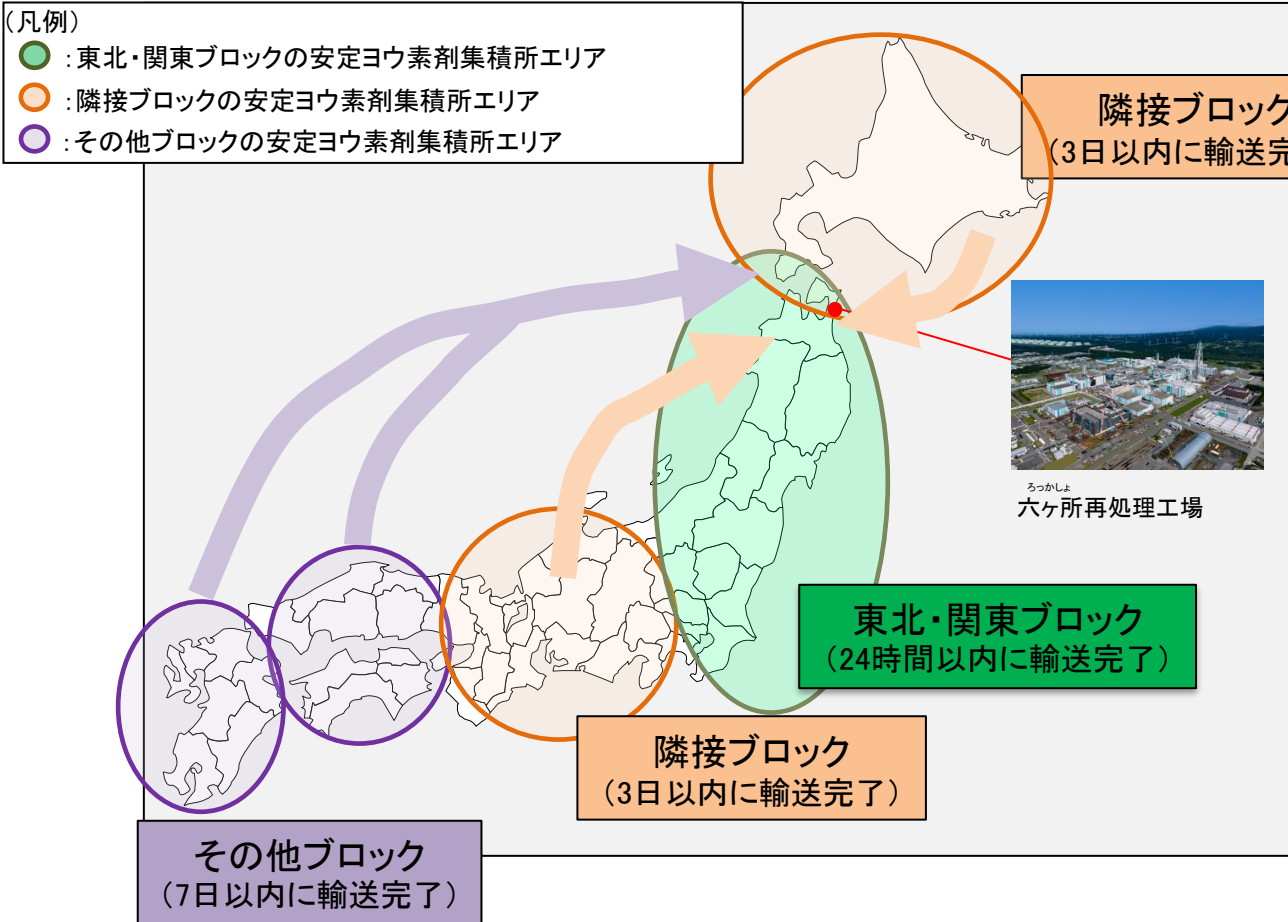
安定ヨウ素剤の緊急配布を実施
^{ろっかしよむら}
 六ヶ所村が指定する安定ヨウ素剤配布場所で緊急配布※1
4箇所

避難退域時検査場所で緊急配布※2
候補地7箇所

※1: 安定ヨウ素剤配布場所で緊急配布を受けられなかった住民は、避難退域時検査場所(候補地7箇所)でも緊急配布を受けられる。
 ※2: 避難退域時検査場所での配布については、候補地のうち発災時に青森県が指定する箇所において配布。

国による安定ヨウ素剤の確保体制

- 国は、UPZ内において安定ヨウ素剤が不足した場合、及びUPZ外において安定ヨウ素剤を必要とする場合に備えた備蓄を実施しており、全国を5つのブロック(北海道、東北・関東、中部、中国・四国、九州)に分け、5箇所の安定ヨウ素剤集積所に丸剤200万丸、乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤15万包の備蓄を実施。
- 緊急配布場所への輸送は、東北・関東ブロックの安定ヨウ素剤集積所から24時間以内、隣接ブロックの安定ヨウ素剤集積所からおおむね3日以内、その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所からおおむね7日以内に完了する体制。
- さらに、不足の場合には、民間工場での全力生産及び海外からの援助等により、必要数を確保。



オフサイトセンター
(六ヶ所オフサイトセンター)

指示



安定ヨウ素剤集積所

輸送

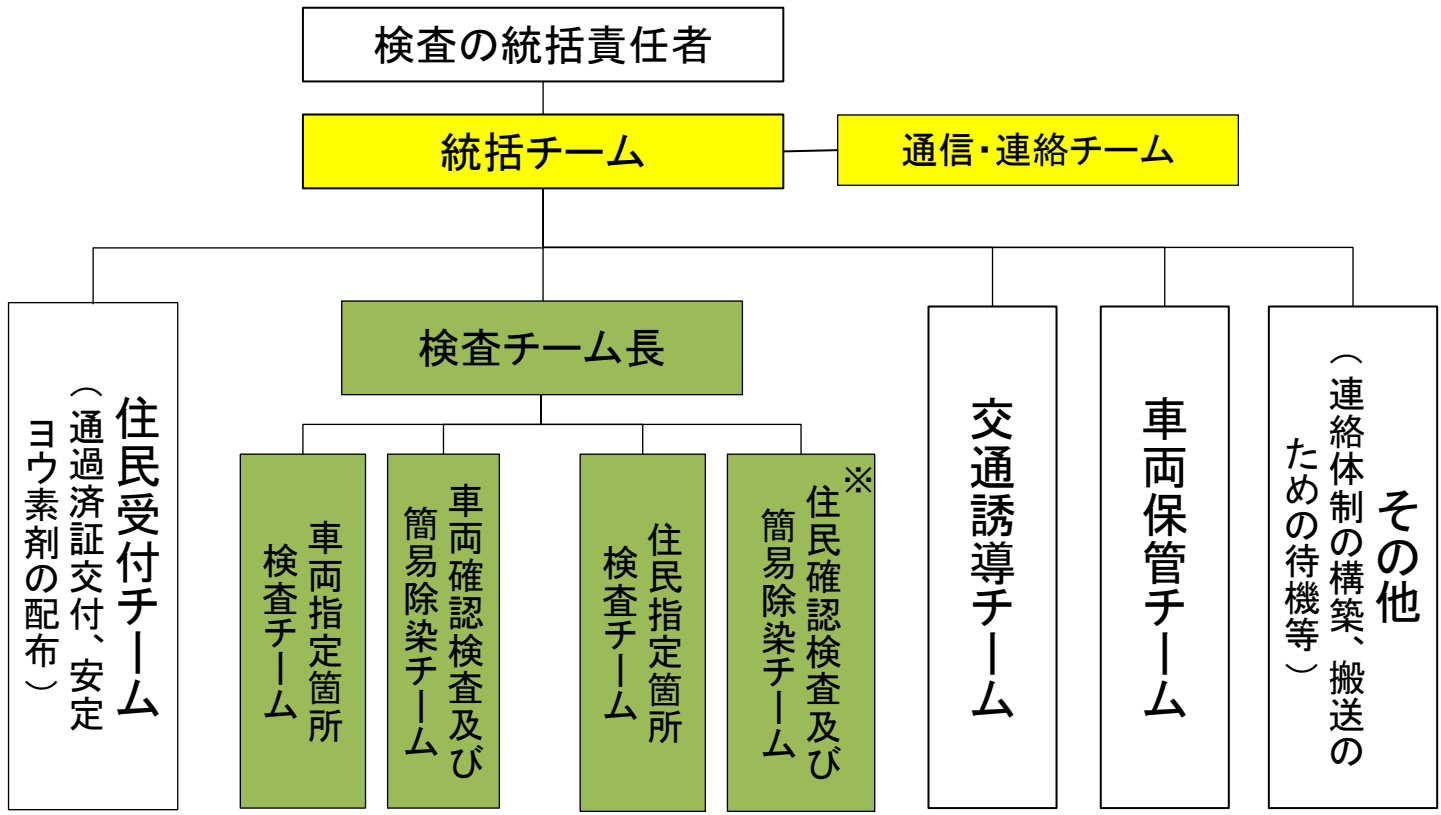


UPZ内外の安定ヨウ素剤
緊急配布場所

避難退域時検査場所の運営体制

- 避難退域時検査場所は、青森県及び原子力事業者が国、六ヶ所村、関係機関の協力のもと運営。ろっかしよむら
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、●人の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び青森県からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

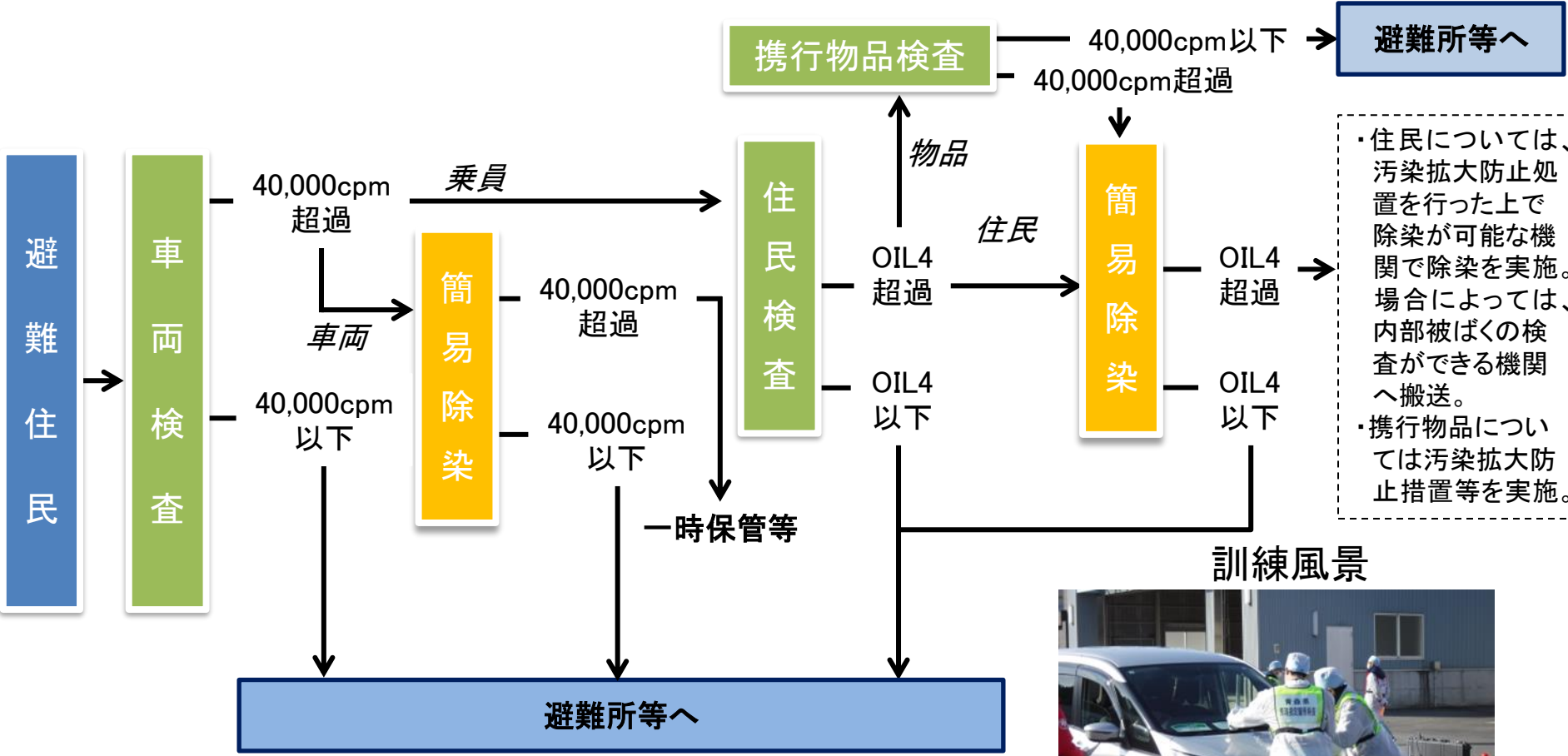
避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※携行物品検査を含む

避難退域時検査場所における活動基本フロー

- 避難退域時検査は、青森県、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取扱実習を含む研修を受講。



- ※ 一時移転等を行う住民の検査は、乗員の代用として、まず車両検査を行う。
- ※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
- ※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

➤ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。



オフサイトセンター
(六ヶ所オフサイトセンター)



(いずれの車両も衛星通信回線を装備)



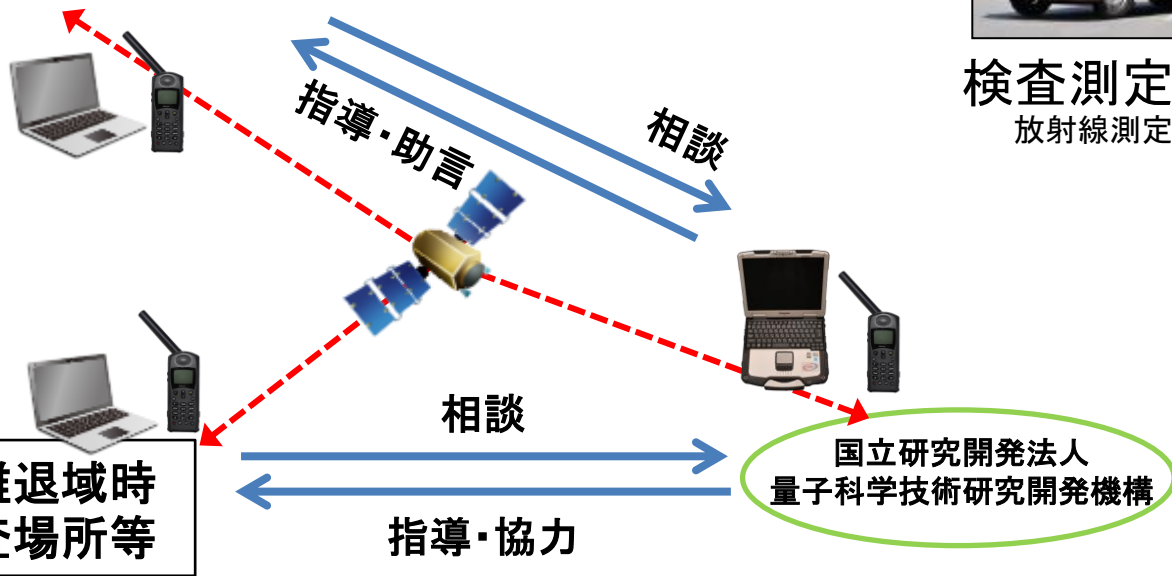
支援車 (1台)
現場指揮、
資機材・人員搬送



検査測定車 (1台)
放射線測定器搬送



大型救急車 (1台)
患者搬送



2011.03 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時におけるオフサイトセンター(大熊町)での活動



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城県）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣するとともに航空機によるモニタリングを支援。



放射線防護資機材（サーベイメーター80台） 移動式体表面測定車（2台）



資機材運搬車（2台）



移動式全身測定車（2台）

2011.03 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時における国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

原子力災害時における医療体制

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



高度被ばく医療支援センター及び
原子力災害医療・総合支援センター ※国が指定
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学
法人^{ひろさき}弘前大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。



原子力災害拠点病院 ※青森県が指定
【2医療機関(青森県立中央病院、^{はちのへ}八戸市立市民病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。



原子力災害医療協力機関 ※青森県に登録
【16医療機関・5団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

第2章 ろっかしよ 六ヶ所再処理工場

7. 実動組織の支援体制

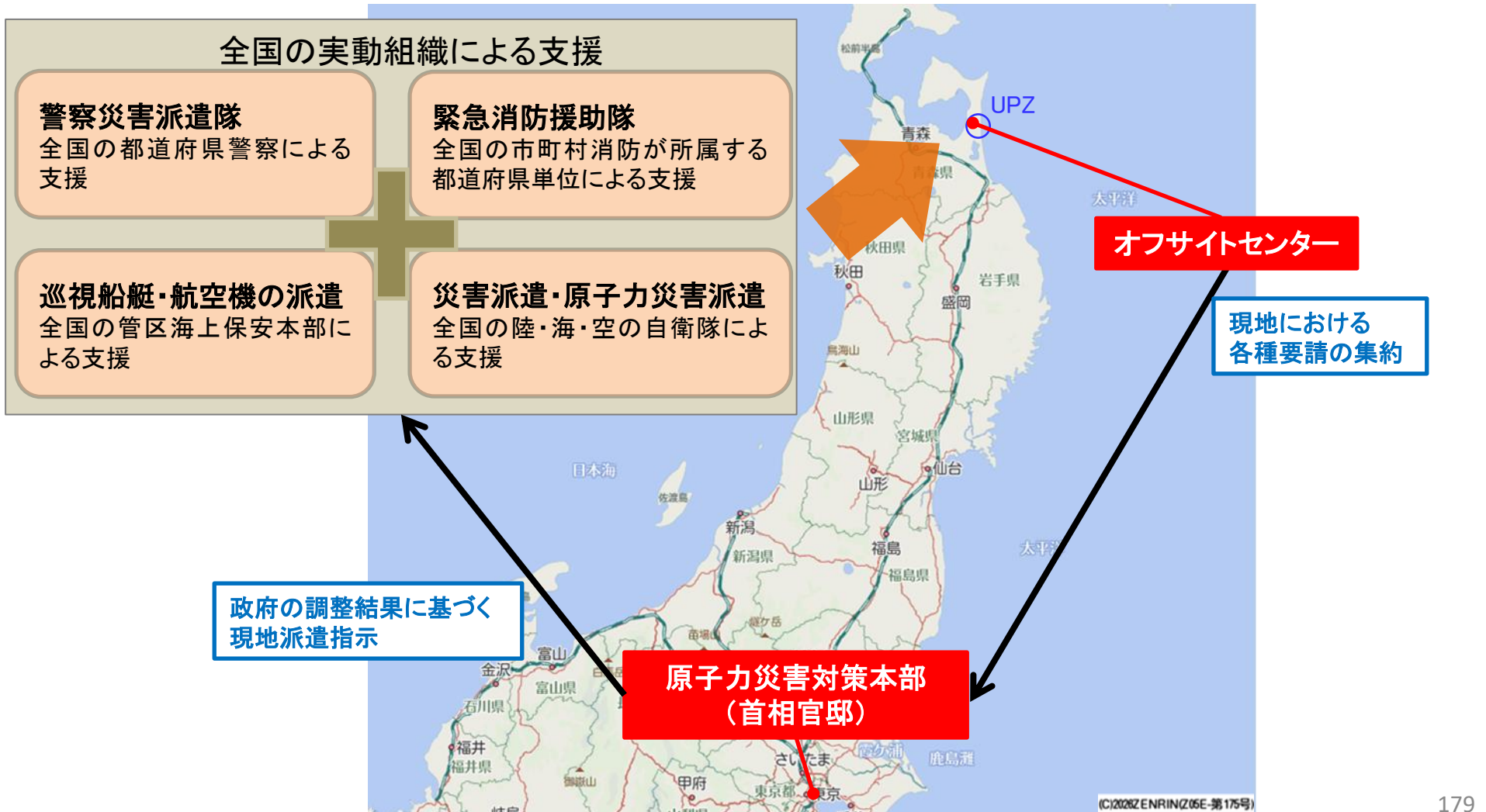
六ヶ所地域周辺の主な実動組織の所在状況

- 不測の事態の場合は、青森県及び六ヶ所村からの要請により、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



実動組織の広域支援体制

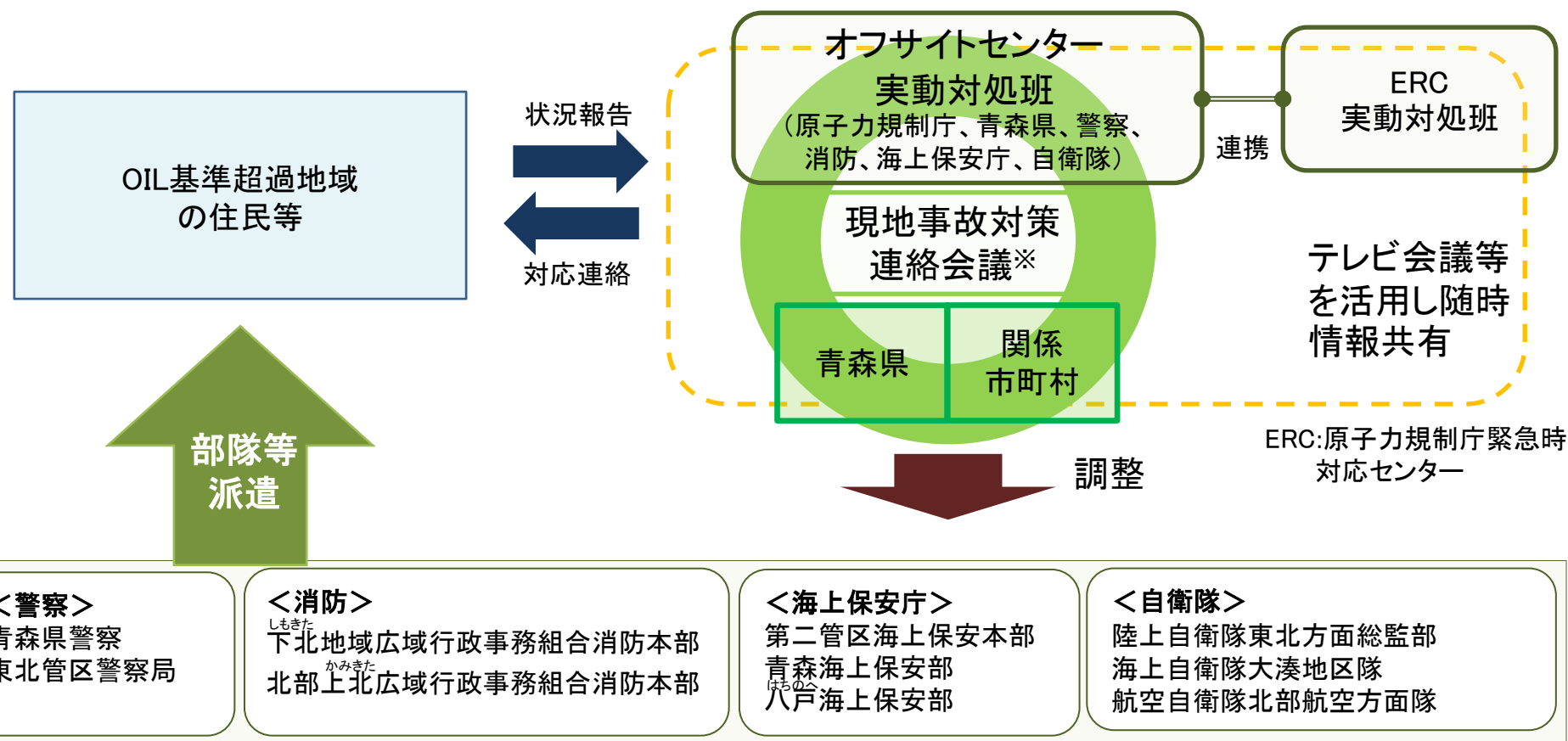
- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、青森県、六ヶ所村ろっかしよむらからの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)による支援を実施。



現地実動組織の体制

➤ OIL基準を超過した地域では住民が一時移転等を行うことから、青森県及び六ヶ所村^{ろっかしよむら}で避難手段の確保が困難になった場合に備え、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施。
 → 不測の事態における青森県、関係市町村からの各種支援の要請に対し、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が連携のうえ、迅速な対応体制を構築。



※ 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有。

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

➤ 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、青森県及び六ヶ所村からの要請により、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



【凡例】
● : ヘリポート適地

避難先又は陸路で避難可能な場所までヘリコプターにより避難。

自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止。

自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 青森県と六ヶ所村^{ろっかしよむら}との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 船舶等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省・自衛隊

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

